

第1章 調査結果の要約

本調査は、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や進捗等の把握を目的に実施したものである。

平成 19 年度調査として環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体 1,865 団体(47 都道府県、17 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区、1,778 市町村)を対象に、平成 20 年 2 月 25 日から同 3 月 29 日にかけて郵送によるアンケートを行った。有効回答数は 1,452 団体であり、回答率は 77.9%であった。調査結果の概要は以下のとおりである。

また、平成 15 年度、平成 18 年度に実施した地方公共団体の取組調査からの進捗状況も分析する。

1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

- 条例・計画・数値目標の制定・策定において、今年度特に進捗がみられたのは、『環境に関する総合的な計画』(4.2 ポイント増)及び『地球温暖化防止に関する計画』(3.9 ポイント増)の策定、『廃棄物削減やリサイクル』(4.3 ポイント増) 『地球温暖化対策』(3.3 ポイント増)に関する数値目標設定の 4 項目である。
- 条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』(45.7%)および『環境影響評価に関する条例』(7.4%)は昨年度からあまり増加していないが、環境保全に関する計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』(40.1%)、『地球温暖化防止に関する計画』(26.9%)の策定率が昨年度より伸びている。
- 独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』(42.0%)や『地球温暖化対策』(28.1%)についての設定率が昨年度より伸びている。
- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 868 団体では、78.8%が国の環境基本計画を参考にしており、昨年度と同程度の割合となっている。また、『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 582 団体の 75.6%が、計画策定は具体的な環境施策の展開につながったと認識している。
- 『環境基本計画の普及・啓発』(79.9%)および『計画の実施状況の点検』(62.9%)の実施率については、昨年度から横ばいの状況である。
- 環境問題の中で「問題意識」と「重点取組」は、全体的には廃棄物関連問題、地球温暖化の問題の割合が高く、昨年度よりも問題として挙げている団体の割合が増えている。上昇率の最も高かった課題は『地球温暖化』(問題意識 65.5 75.8%、重点取組 48.4 62.3%)である。
- 環境施策の広域連携で最も進んでいるのは『廃棄物処理の検討』(57.0%)で、次いで『流域を考慮した水環境保全』(42.6%)、『環境情報の共有』(33.3%)であるが、いずれも昨年度からの実施状況の進捗はみられない。
- 都道府県や政令指定都市の広域連携は『流域を考慮した水環境保全』や『環境情報の共有』『大気汚染対策』が中心であり、市区町村の広域連携では『廃棄物処理の検討』のウエイトが高く、経年的にその傾向に変化はない。
- 都道府県による市区町村の支援・調整では、『環境情報の提供』(84.8%)が最も多く、次いで『人材派遣や研修などの人材育成』(63.0%)、『各種環境保全計画策定支援』(60.9%)、『環境マネジメントシステムの導入』(60.9%)となっており、基盤整備に取り組んでいる様子が伺える。

- 第三次環境基本計画の重点事項について、取組状況が進んでいるのは、『新エネルギーの活用』（重点実施 10.5%、実施中 21.4%：計 31.9%）、次いで、『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』（同 4.5%、26.2%：計 30.7%）『地域における特徴的な資源を活用した取組』（同 5.3%、18.4%：計 23.7%）である。

2．事業者に対する取組について

- 事業者の環境保全への取組促進のための施策について取組が進んでいる領域は、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開などもある。
- 事業者への促進策の手法では、最も多いのは「普及・啓発」（32.4%）であり、普及・啓発の内容は『廃棄物の再利用（リユース）』（61.4%）、『廃棄物の発生抑制（リデュース）』（61.0%）、『廃棄物の再生利用（リサイクル）』（60.0%）の3Rが積極的である。これに対して「支援・誘導」（5.4%）と「規制的手法」（4.8%）は少なく、昨年度から大きな変化はみられない。
- 工場や事業所などとの連携・協働については、都道府県や政令指定都市では「実施中」が昨年度よりポイントが減少している。逆に市区町村では1.9ポイント増加している。
- 工場や事業所などとの連携・協働に至った経緯については、『行政からの呼びかけ』が最も多い。また連携・協働に期待することは『事業者とのパートナーシップの構築』が最も多い。
- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、『地域や事業に応じた適切な対策』（72.3%）や『予測される公害を事前にチェック』（47.5%）、『事業者と情報交換が可能』（40.3%）である。また、「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性については、平成15年度以降、『効果的な手法である』との評価が増加傾向にあり（35.4→37.3%）、『内容によっては効果的となる』も多く（49.0%）、協定導入による効果が現れ始めたことが推定される。

3．住民・NPOなどに対する取組について

- 住民の環境保全への取組促進施策について取組が進んでいる領域は、廃棄物対策やグリーン購入などの環境負荷の削減が中心である。手法別にみると平成15年度、平成18年度と変わらず、最も多く採用されているのは「普及・啓発」（平均実施率 46.2→49.7→49.5%）である。
- 住民との連携・協働については、平成15年度以降横ばいの取組状況となっており、全体で60.2%が実施している。都道府県では「実施中」は82.6%で、政令指定都市ではすべての市が取り組んでいるが、市区町村においては、「実施中」は59.0%にとどまる。
- 住民との連携・協働に至った経緯については、『行政からの呼びかけ』が最も多い。また連携・協働に期待することは『住民の自発的取組の推進』が最も多い。
- 環境NPO等との連携・協働については、平成19年度は昨年度から横ばいの36.5%となった。都道府県と政令指定都市では「実施中」が90%を超え、取組が持続していることが伺える。市区町村においては「実施中」は34.0%にとどまる。
- 環境NPO等との連携・協働に至った経緯については、『行政からの呼びかけ』が最も多い。また連携・協働に期待することは『環境NPO等とのパートナーシップの構築』が最も多い。
- 環境NPO等の支援・育成については平成15年度から平成18年度にかけては取組が進んだが（19.0→32.7%）、今年度は平成18年度からはやや低下し29.8%となった。

4．情報提供・情報収集に関する取組について

- 環境情報の提供方法・媒体は、紙媒体の『広報誌やパンフレット』（74.0%）が最も多く、次いで、『ホームページ』（48.9%）となっている。『ホームページ』については、実施中が1.3ポイント増とIT化を反映して実施率の上昇の幅が一番大きくなっている。

- 提供する環境情報の内容は、『暮らしの中の工夫や行動』(48.9%)が最も多く、次いで行政施策情報の『環境問題に対する政策』(45.9%)や『環境問題の相談窓口』(42.1%)などがある。『地域環境問題』(41.3%)、『環境問題が生活に及ぼす影響』(39.0%)、『地球環境問題』(38.1%)なども平成18年度からは増えているが、企業関連情報はまだ少ない。
- 住民などの意見の取り入れ方法として多く採用されている方法は、『審議会』(47.2%)と『自治会・町内会からの意見聴取』(40.2%)である。『パブリック・コメント』(26.6%)は、少ないながらも平成18年度から3.5ポイント増加した。

5．国際的な取組について

- 国際協力の取組について、実施している地方公共団体はわずかであるが、『開発途上国への人材派遣や技術指導・協力』については昨年度より1.9ポイント上昇しており、開発途上国からの受け入れだけでなく、より積極的に国際協力を図っていこうとする団体がわずかながら増えていると考えられる。

6．事業者・消費者としての取組について

- 地方公共団体が事業者・消費者として自ら率先実行している環境保全行動については、“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”は実施率が非常に高く70%以上に達しており、多くの団体に既に習慣化されていると考えられる。
- 一方、“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”については、多くの項目で60%未満の実施状況で、平成15年度から18年度にかけては実施率が項目により2.6~14.3ポイント増加したが、平成18年度と今年度との比較ではあまり進展していない。
- 環境保全行動の率先実行による効果について、最も高い効果は『職員の環境意識向上』(74.7%)であるが、“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が実施内容の多くを占めていることと符合する。
- 環境マネジメントシステムを本庁舎に導入した団体(平成15年度:520団体、平成18年度:437団体、平成19年度:420団体)におけるその対象活動は、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』(86.2%)が最も多い。

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

平成 19 年度の本調査は、平成 18 年 4 月に新たに閣議決定された「第三次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況を把握することを目的とする。環境基本計画の進捗状況について地方公共団体を対象とする調査は、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度に続き 4 回目の調査となる。

主たる調査項目は、前回、前々回の調査に引き続き以下の 6 つである。

- 環境施策の主体としての総合的な取組
- 事業者に対する取組
- 住民、NPO に対する取組
- 情報提供・情報収集に関する取組
- 国際的な取組
- 事業者・消費者としての取組

(2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,865 団体(47 都道府県、17 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,778 市町村)を対象として、平成 20 年 2 月 25 日から同 3 月 29 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

期間内に 1,452 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 77.9%(前回の平成 18 年度調査 77.3%)である。

図表 1-1 発送回収数

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,865 団体	47 団体	17 団体	1,801 団体
有効回収数	1,452 団体	46 団体	16 団体	1,390 団体
有効回収率	77.9%	97.9%	94.1%	77.2%
回収構成比率	100.0%	3.2%	1.1%	95.7%

(3) 調査の内容

環境施策の主体としての総合的な取組について

- 条例、計画、数値目標の制定・策定
- 国の環境基本計画の参考状況
- 環境基本計画策定後の点検
- 自然環境保全のための部署横断的な組織
- 環境保全事業の実施状況
- 行政機関が実施する国民の参加状況
- 環境問題に対する問題意識と重点取組
- 周辺自治体との広域連携・協力
- 環境に配慮した地域づくり
- 域内市区町村の支援、調整(都道府県のみ)
- 第三次環境基本計画重点事項の実施状況

事業者に対する取組について

- 事業者の取組促進のための施策
- 事業者との連携・協働
- 環境保全に関する協定の締結

住民・NPOに対する取組について

- 住民の取組促進のための施策
- ごみの分別回収の状況(市区町村のみ)
- 住民との連携・協働や支援・育成
- 環境NPO等との連携・協働や支援・育成
- 各主体の自主的な取組促進の方策
- エコツーリズムの促進
- 体験型の環境教育・環境学習の実施状況

情報の提供・収集に関する取組について

- 環境情報の提供方法
- 環境情報の内容
- 住民等からの意見収集の方法

国際的な取組について

事業者・消費者としての取組について

- 環境配慮の率先行動ならびにその効果
- 環境マネジメントシステムの導入と範囲ならびに活動内容

基本属性(市区町村のみ)

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

2. 環境施策の主体としての総合的な取組について

(1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定状況

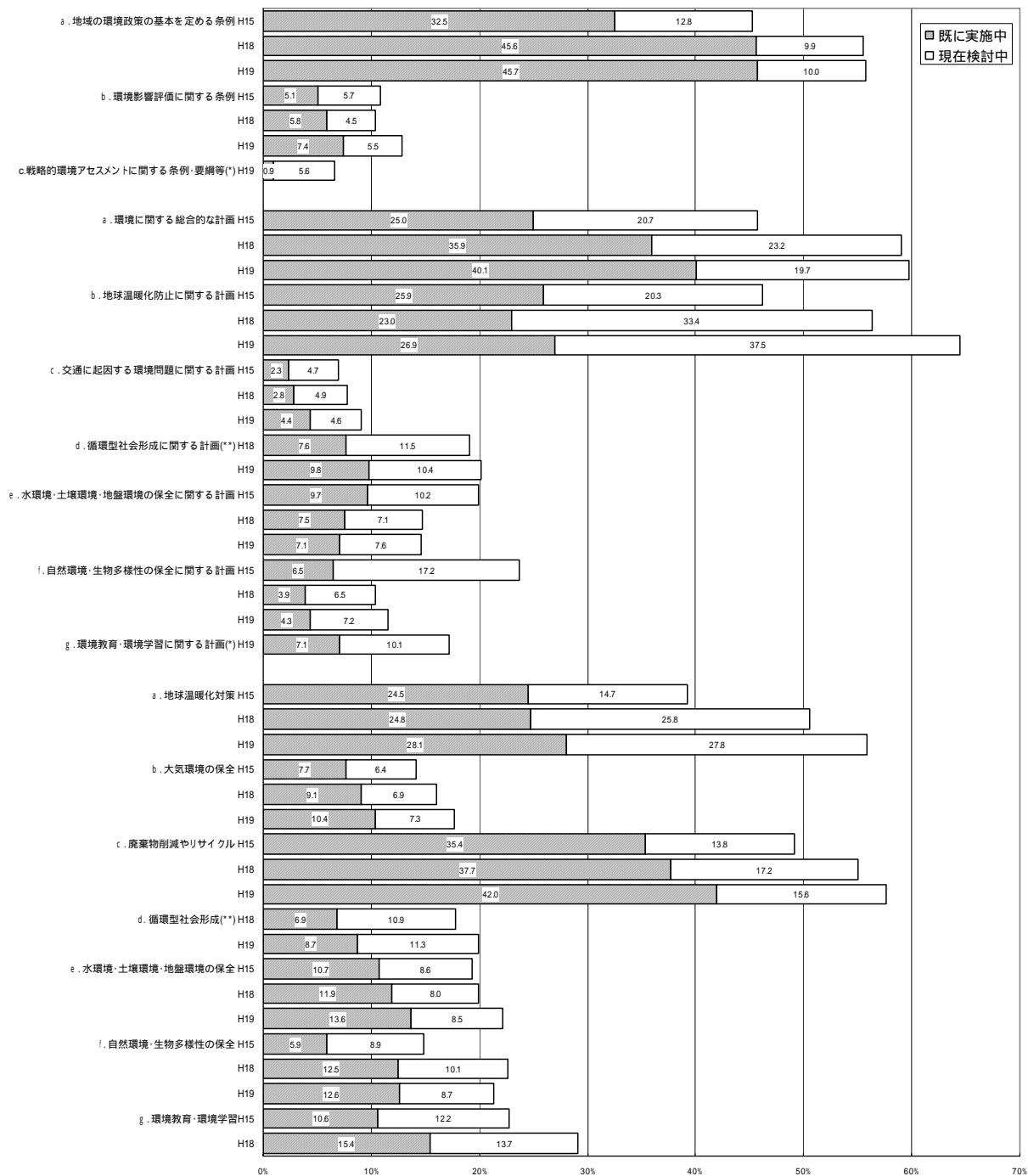
【全体的な傾向】

- 平成 19 年度の地方公共団体における条例・計画・数値目標の制定・策定は、全体的に平成 18 年度段階で大部分の項目でその進捗が認められたため、平成 19 年度では進んでいる項目の他、横ばいの項目もみられる。
- 条例・計画・数値目標の制定・策定において、今年度特に進捗がみられたのは、『環境に関する総合的な計画』(4.2 ポイント増)及び『地球温暖化防止に関する計画』(3.9 ポイント増)の策定、『廃棄物削減やリサイクル』(4.3 ポイント増) 『地球温暖化対策』(3.3 ポイント増)に関する数値目標設定の 4 項目である。
- 条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』(45.7%)および『環境影響評価に関する条例』(7.4%)は昨年度からあまり増加していないが、環境保全に関する計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』(40.1%)、『地球温暖化防止に関する計画』(26.9%)の策定率が昨年度より伸びている。
- 独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』(42.0%)や『地球温暖化対策』(28.1%)についての設定率が昨年度より伸びている。
- 今年度より追加された設問項目である「戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等」については、制定団体は 0.9%と少ない。また、同じく今年度より追加された設問項目である「環境教育・環境学習に関する計画」についても策定団体は 7.1%と少ない。

【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市の実施率が非常に高い。特に、『地域の環境政策の基本を定める条例』『環境影響評価に関する条例』『環境に関する総合的な計画』では、都道府県、政令指定都市において 80～90%を越す実施率を示す。
- 都道府県では『自然環境・生物多様性に関する計画』(32.6%)が平成 18 年度に比べて 10 ポイント以上の増加を示し、他の項目に比べ増加率が大きい。

図表 1-2 地方公共団体における条例策定、計画策定、数値目標設定の状況（全体）



(注)1. *印は今年度より追加された設問項目を示す。
 2. **印は平成 18 年度より追加された設問項目を示す。

図表 1-3 地方公共団体における条例策定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別）（％）

基本属性	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H15 n= 47 H18 n= 39 H19 n= 46		H15 n=13 H18 n=12 H19 n=16		H15 n=2,041 H18 n=1,406 H19 n=1,390	
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
環境政策に関する条例の制定						
a．地域の環境政策の基本を定める条例	95.7	2.1	100.0	0.0	30.6	13.1
	97.4	0.0	100.0	0.0	43.7	10.2
	<u>100.0</u>	0.0	100.0	0.0	43.3	10.4
b．環境影響評価に関する条例	100.0	0.0	100.0	0.0	2.3	5.9
	97.4	0.0	91.7	8.3	2.6	4.6
	<u>100.0</u>	0.0	81.3	18.8	3.5	5.5
c．戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等(*)	4.3	39.1	6.3	50.0	0.7	4.0
環境保全に関する計画の策定						
a．環境に関する総合的な計画	100.0	0.0	100.0	0.0	22.8	21.3
	100.0	0.0	91.7	8.3	33.6	24.0
	<u>100.0</u>	0.0	<u>100.0</u>	0.0	<u>37.4</u>	20.6
b．地球温暖化防止に関する計画	93.6	6.4	92.3	7.7	23.9	20.7
	79.5	0.0	91.7	8.3	20.8	34.5
	73.9	0.0	87.5	6.3	<u>24.7</u>	<u>39.1</u>
c．交通に起因する環境問題に関する計画	38.3	4.3	69.2	23.1	1.1	4.6
	20.5	5.1	75.0	16.7	1.7	4.8
	26.1	4.3	68.8	<u>18.8</u>	<u>2.9</u>	4.5
d．循環型社会形成に関する計画(**)	41.0	2.6	50.0	16.7	6.3	11.7
	45.7	0.0	<u>56.3</u>	6.3	<u>8.1</u>	10.8
e．水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	66.0	6.4	61.5	7.7	8.0	10.3
	46.2	5.1	66.7	8.3	6.0	7.2
	41.3	2.2	56.3	<u>12.5</u>	5.4	<u>7.7</u>
f．自然環境・生物多様性に関する計画	57.4	19.1	23.1	30.8	5.2	11.2
	20.5	12.8	16.7	25.0	3.3	6.1
	<u>32.6</u>	10.9	<u>18.8</u>	18.8	3.2	<u>6.9</u>
g．環境教育・環境学習に関する計画(*)	54.3	4.3	62.5	12.5	4.9	10.3
独自の数値目標の設定						
a．地球温暖化対策	91.5	8.5	69.2	23.1	22.7	14.7
	97.4	2.6	91.7	8.3	22.2	26.6
	<u>97.8</u>	2.2	87.5	<u>12.5</u>	<u>25.1</u>	<u>28.8</u>
b．大気環境の保全	70.2	2.1	69.2	15.4	5.8	6.4
	74.4	5.1	66.7	0.0	6.8	7.0
	<u>78.3</u>	2.2	62.5	<u>12.5</u>	<u>7.6</u>	<u>7.4</u>
c．廃棄物削減やリサイクル	97.9	0.0	100.0	0.0	33.5	14.2
	97.4	2.6	100.0	0.0	35.6	17.8
	<u>97.8</u>	0.0	93.8	0.0	<u>39.6</u>	16.3
d．循環型社会形成(**)	61.5	5.1	41.7	8.3	5.0	11.1
	60.9	6.5	<u>56.3</u>	6.3	<u>6.4</u>	<u>11.5</u>
e．水環境・土壌環境・地盤環境の保全	85.1	2.1	76.9	7.7	8.5	8.7
	89.7	0.0	75.0	0.0	9.2	8.3
	89.1	0.0	68.8	<u>12.5</u>	<u>10.5</u>	<u>8.8</u>
f．自然環境・生物多様性の保全	70.2	6.4	38.5	23.1	4.2	8.9
	87.2	5.1	66.7	8.3	10.0	10.2
	82.6	4.3	56.3	18.8	9.8	8.8
g．環境教育・環境学習	59.6	10.6	38.5	30.8	9.3	12.1
	84.6	2.6	66.7	8.3	13.1	14.0
	<u>87.0</u>	2.2	<u>68.8</u>	18.8	11.2	11.4

(注)1. 上段・平成 15 年度、中段・平成 18 年度、下段平成 19 年度を示し、下線は対平成 18 年度の上昇を示す。網掛けは 50%以上示す。

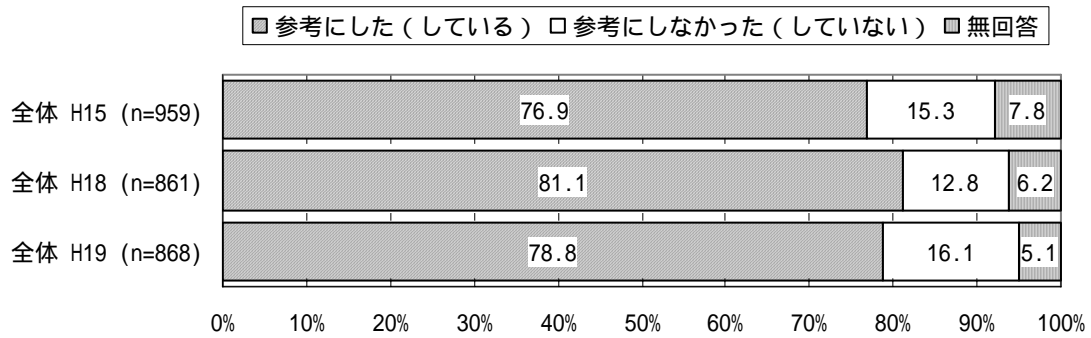
2. *印は今年度より追加された設問項目を示す。

3. **印は平成 18 年度より追加された設問項目を示す。

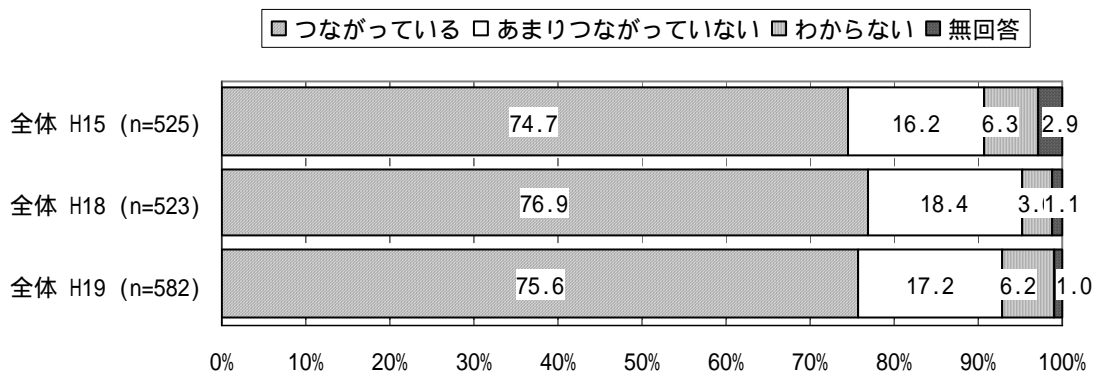
(2) 環境基本計画の策定にかかわる状況

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 868 団体では、78.8%が国の環境基本計画を参考にしており、平成 15、18 年度と同程度の割合となっている。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 582 団体の 75.6%が、計画策定は具体的な環境施策の展開につながったと認識している。これも大きな変化はない。

図表 1-4 環境計画策定に際しての「国の環境基本計画」の参考状況（全体）

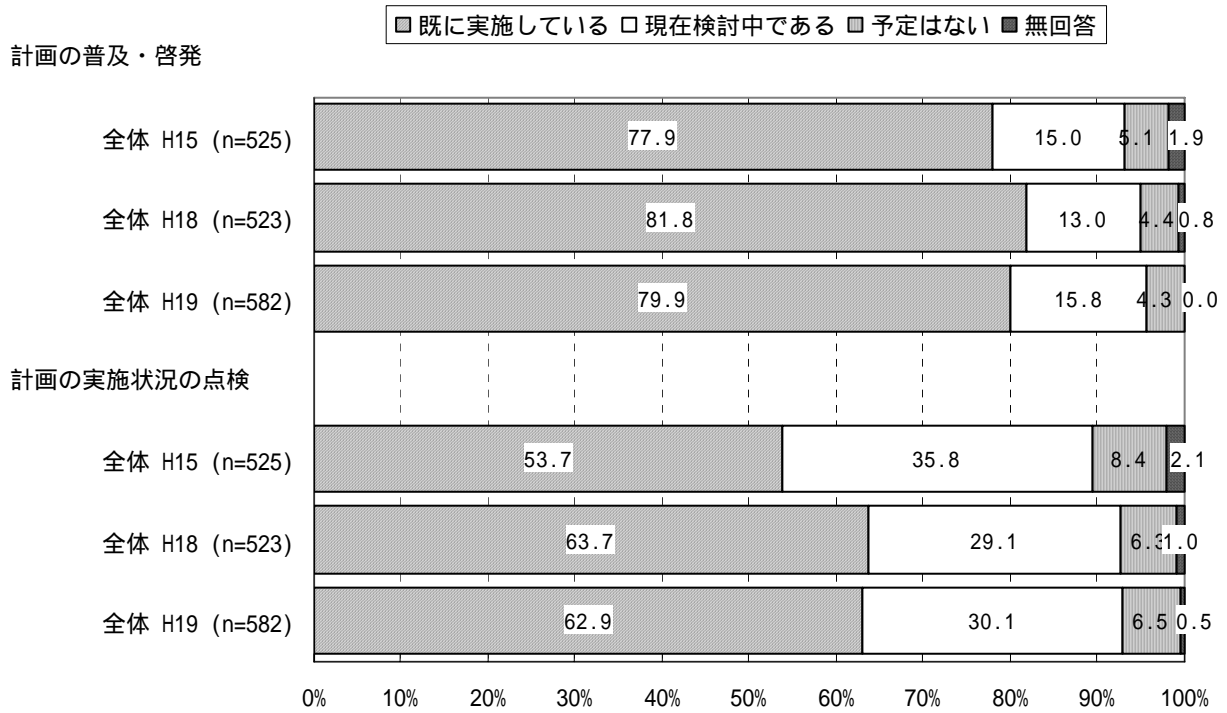


図表 1-5 環境計画の策定による具体的な施策への展開（全体）



- 『環境基本計画の普及・啓発』は「実施中」は平成 15 年度の 77.9%から平成 18 年度の 81.8%にかけて増加したものの、平成 19 年度は 79.9%と微減となっており、経年的には横ばいとみることができる。『計画の実施状況の点検』についても平成 18 年度からほとんど変化はみられない(63.7 62.9%)。

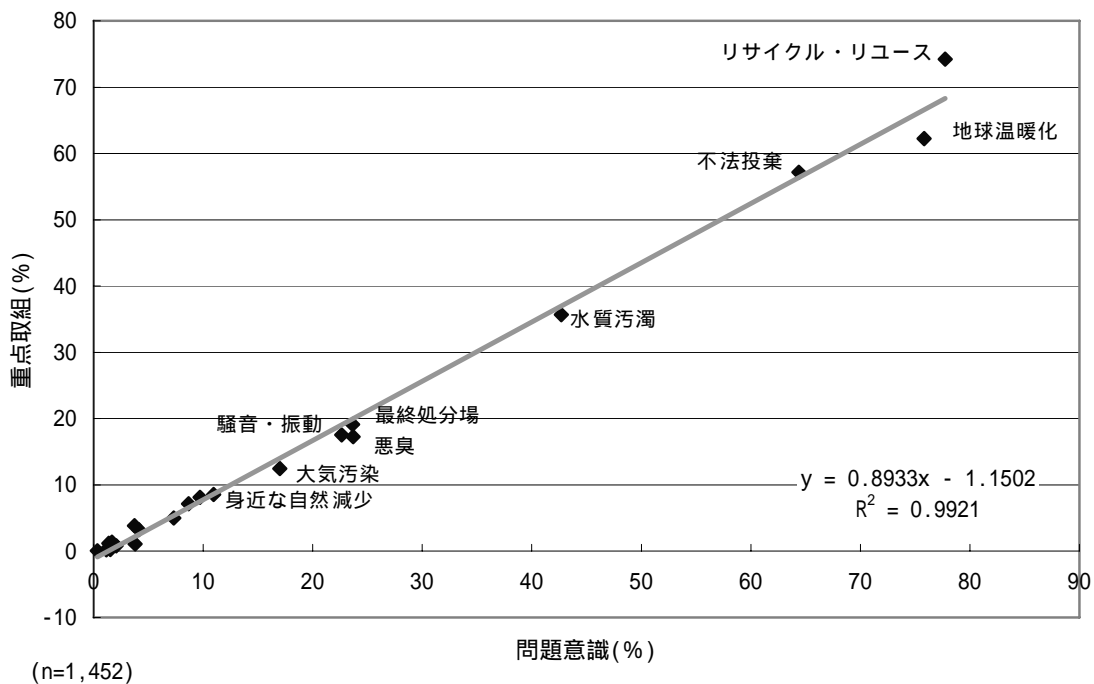
図表 1-6 環境計画の事業者や住民への普及・啓発ならびに実施状況の点検（全体）



(3) 環境問題に関する問題意識と重点取組

- 環境問題の中で「問題意識」と「重点取組」は、全体的には廃棄物関連問題、地球温暖化の問題が多い。特に『リサイクル・リユース』（問題意識 77.8%、重点取組 74.2%）の割合が高い。次いで『地球温暖化』（問題意識 75.8%、重点取組 62.3%）で、平成 18 年度からの増減も 10 ポイント以上と大きい。『不法投棄』は平成 18 年度とほぼ同程度である。

図表 1-7 環境問題に関する問題意識と重点取組の順位（全体）



図表 1-8 環境問題に関する「問題意識」と「重点取組の変化」(全体)

(%)

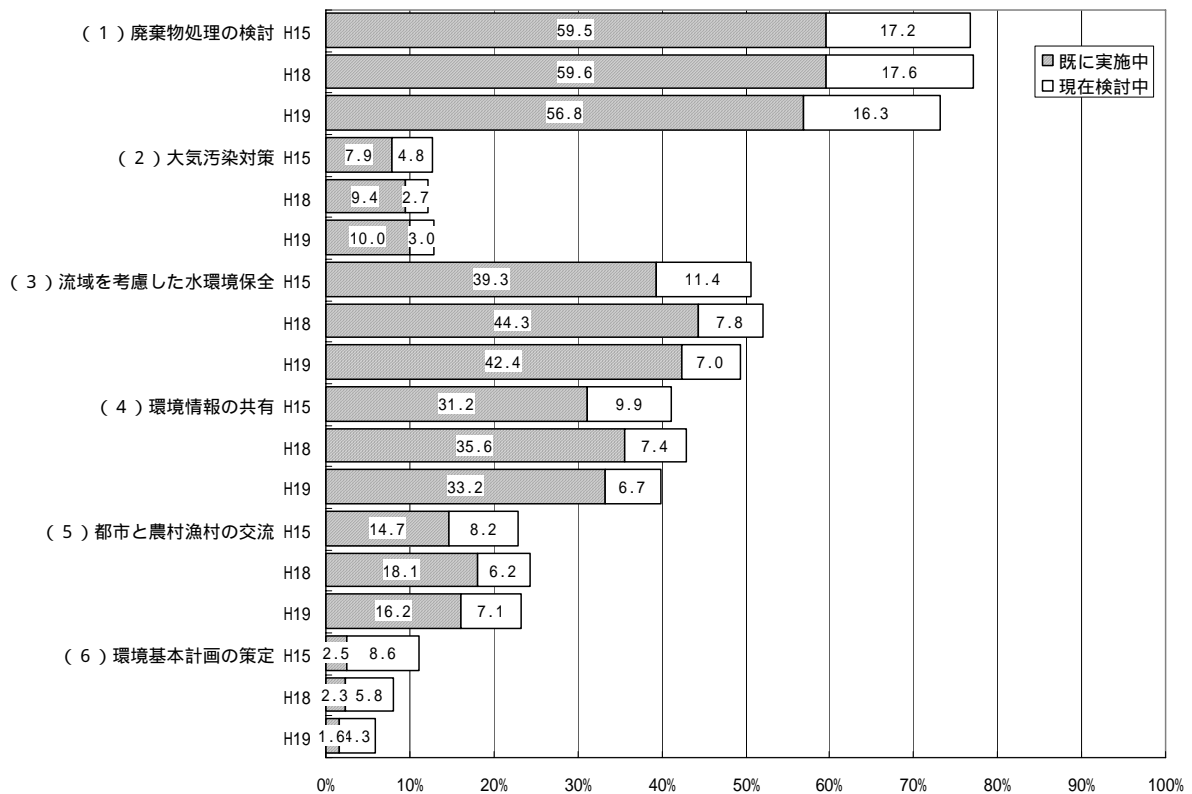
環境問題	問題意識				重点取組			
	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減
リサイクル・リユース	41.4	72.6	77.8	5.1	37.6	73.2	74.2	1.0
地球温暖化	40.6	65.5	75.8	10.3	31.0	48.4	62.3	13.9
不法投棄	58.9	64.1	64.4	0.3	46.6	53.6	57.2	3.6
水質汚濁	44.7	44.3	42.7	-1.6	36.5	35.1	35.7	0.5
悪臭	22.6	27.6	23.7	-3.9	13.5	15.5	17.3	1.8
最終処分場	27.5	24.2	23.6	0.0	19.2	17.8	19.1	1.4
騒音・振動	18.6	23.7	22.7	-1.1	11.1	13.0	17.6	4.5
大気汚染	16.0	17.5	17.0	-0.5	11.5	11.9	12.5	0.5

(注) 網掛けは 40%以上を示す。「増減」は平成 18 年度から平成 19 年度への変化ポイントである。

(4) 環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況

- 環境施策の広域連携で最も進んでいるのは『廃棄物処理の検討』(実施中 56.8%)で、次いで『流域を考慮した水環境保全』(同 42.4%)、『環境情報の共有』(同 33.2%)であり、いずれも平成 18 年度から微減であり、ほとんど変化はない。
- 都道府県や政令指定都市の広域連携は『流域を考慮した水環境保全』や『環境情報の共有』『大気汚染対策』が中心であり、市区町村の広域連携では『廃棄物処理の検討』のウエイトが高く、経年的にその傾向に変化はない。

図表 1-9 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(全体)



図表 I-10 環境保全施策にかかわる広域連携の状況（基本属性別）

(%)

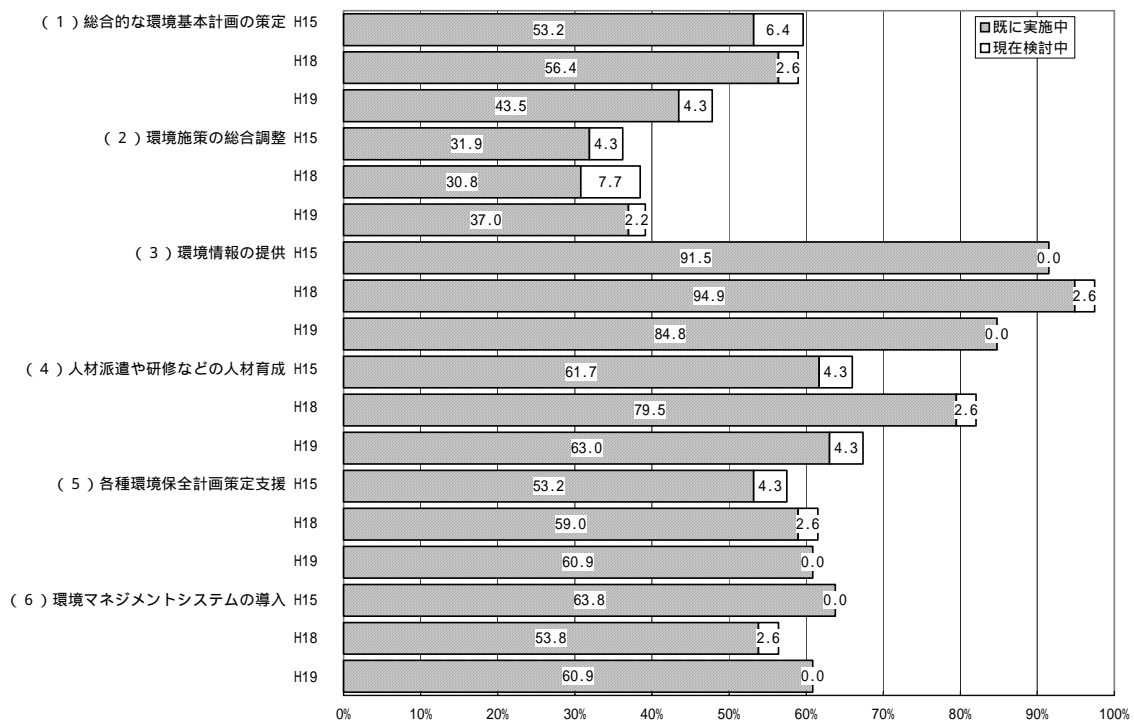
基本属性	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H15 n= 47 H18 n= 39 H19 n= 46		H15 n=13 H18 n=12 H19 n=16		H15 n=2,041 H18 n=1,406 H19 n=1,390	
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	59.6	12.8	69.2	0.0	59.4	17.4
	43.6	10.3	83.3	0.0	59.8	17.9
	47.8	10.9	56.3	0.0	57.1	16.7
(2) 大気汚染対策	57.4	0.0	84.6	0.0	6.2	4.9
	61.5	0.0	75.0	0.0	7.4	2.8
	63.0	6.5	56.3	6.3	7.7	2.8
(3) 流域を考慮した水環境保全	74.5	8.5	84.6	7.7	38.2	11.5
	64.1	10.3	91.7	0.0	43.4	7.8
	69.6	4.3	87.5	0.0	40.9	7.2
(4) 環境情報の共有	68.1	10.6	84.6	0.0	30.0	10.0
	71.8	5.1	91.7	0.0	34.1	7.5
	65.2	8.7	68.8	6.3	31.7	6.7
(5) 都市と農山漁村の交流	57.4	10.6	23.1	15.4	13.7	8.1
	51.3	5.1	33.3	16.7	17.0	6.2
	50.0	4.3	12.5	31.3	15.1	6.9
(6) 環境基本計画の策定	6.4	2.1	7.7	0.0	2.4	8.8
	2.6	5.1	8.3	0.0	2.2	5.8
	4.3	6.5	6.3	0.0	1.4	4.2

(注)上段平成 15 年度、中段平成 18 年度、下段平成 19 年度。網掛けは平成 19 年度の 50%以上を示す。

(5) 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』が最も多い(実施中 84.8%)。続いて『人材派遣や研修などの人材育成』(同 63.0%)、『各種環境保全計画策定支援』(60.9%)、『環境マネジメントシステムの導入』(60.9%)となっており、環境保全のための基盤整備に取り組んでいる様子が見えてくる。
- 域内の市区町村への支援・調整で「実施中」が減少傾向にある項目の一つに、『総合的な環境基本計画の策定』(実施中 56.4 43.5%)があるが、これは平成 18 年度までに策定の完了した市区町村が多くなり、支援・調整の必要性が減少したことなどが要因として考えられる。

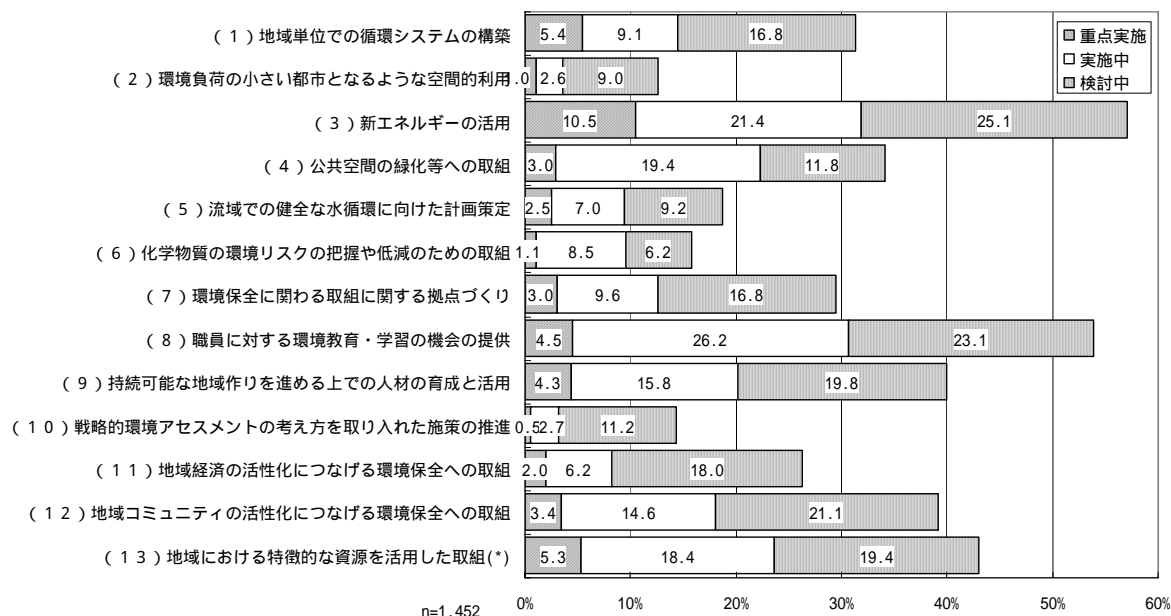
図表 1-11 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)



(6) 第三次環境基本計画の重点事項の取組状況

- 第三次環境基本計画の重点事項について、取組状況が進んでいるのは、『新エネルギーの活用』で「重点実施」(10.5%)と「実施中」(21.4%)と「検討中」(25.1%)を合わせると、57.0%になる。次いで、『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』で(重点実施4.5%、実施中26.2%:計30.7%)、『地域における特徴的な資源を活用した取組』(同5.3%、18.4%:計23.7%)である。
- 都道府県、政令指定都市では、重点実施と実施中を合わせると、多くの項目で、実施率が50%を超過する。実施率の低いものは、『環境負荷の小さい都市となるような空間的利用』『戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進』である。

図表 1-12 環境基本計画の重点分野の取組状況(全体)



(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

図表 I-13 環境基本計画の重点分野の取組状況（基本属性別）

(%)

基本属性	都道府県 n=46			政令指定都市 n=16			市区町村 n=1,390		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	15.2	52.2	10.9	31.3	31.3	18.8	4.8	7.4	17.0
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	2.2	23.9	28.3	6.3	31.3	37.5	0.9	1.6	8.0
(3) 新エネルギーの活用	50.0	43.5	4.3	31.3	43.8	18.8	8.9	20.4	25.9
(4) 公共空間の緑化等への取組	8.7	63.0	4.3	25.0	62.5	6.3	2.5	17.4	12.1
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	30.4	41.3	4.3	18.8	43.8	18.8	1.4	5.4	9.3
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	17.4	65.2	4.3	0.0	68.8	12.5	0.6	5.9	6.2
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	19.6	47.8	15.2	0.0	56.3	31.3	2.5	7.8	16.7
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	13.0	76.1	4.3	6.3	81.3	6.3	4.2	23.9	24.0
(9) 持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用	21.7	65.2	4.3	12.5	56.3	6.3	3.7	13.7	20.5
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	2.2	19.6	43.5	0.0	37.5	31.3	0.4	1.7	9.9
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	19.6	50.0	6.5	6.3	18.8	37.5	1.4	4.6	18.2
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	6.5	50.0	21.7	18.8	37.5	12.5	3.2	13.2	21.2
(13) 地域における特徴的な資源を活用した取組(*)	21.7	58.7	8.7	31.3	31.3	12.5	4.2	16.3	19.2

(注) 1. 網掛けは50%以上を示す。

2. *印は今年度より追加された設問項目を示す。

3. 事業者に対する取組について

(1) 事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

- 事業者の環境保全への取組促進のための施策について、取組の進んでいる領域は全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開などもある。全体には平成15年度、平成18年度から大きな変化はみられない。
- 手法別にみると、最も多いのは「普及・啓発」(平均実施率32.4%)である。これに対して「支援・誘導」(同5.4%)と「規制的手法」(同4.8%)は少なく、平成18年度からも大きな変化はみられない。
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(実施率18.9%)と『大気汚染の防止』(同15.3%)が多く、『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』(同8.3%、6.4%、7.9%)、『工場等の敷地や屋上の緑化』(同7.6%)、『有害化学物質の利用抑制』(同5.1%)についても平均実施率より大きくなっている。「支援・誘導」では『環境保全型農業』(同11.8%)と『廃棄物の再生利用(リサイクル)』(同11.0%)が多い。
- 「普及・啓発」については、『廃棄物の再利用(リユース)』(実施率61.4%)、『廃棄物の発生抑制(リデュース)』(同61.0%)、『廃棄物の再生利用(リサイクル)』(同60.0%)の3Rが積極的である。また『環境情報の住民への開示』(同41.3%)や『水質汚濁の防止』(同38.4%)などが多い。

図表 I-14 事業者の環境保全への取組推進のための手法別施策の実施状況(全体)

(%)

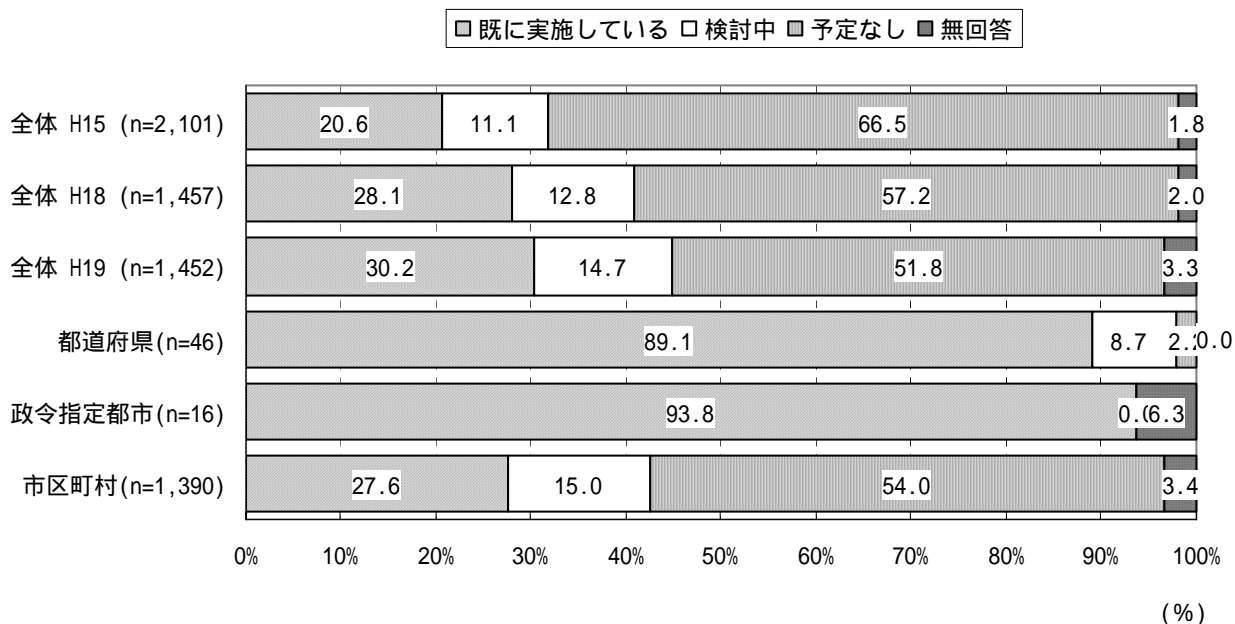
取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	0.7 1.0 1.2	4.4 6.8 6.1	25.6 29.1 28.8
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.4 0.6 0.7	5.3 7.8 6.9	21.4 25.3 24.5
(3) フロンガスの回収	1.8 1.6 2.1	1.9 1.8 1.4	31.7 24.1 25.0
(4) 大気汚染の防止	9.9 14.5 15.3	4.2 2.9 4.3	32.4 31.2 31.1
(5) 低公害車の導入	0.8 1.5 0.9	5.9 7.3 6.0	28.0 29.9 30.7
(6) ディーゼル車の利用抑制	0.7 1.2 1.2	3.2 1.3 1.9	15.6 15.3 14.1
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.0 0.2 0.3	0.9 0.5 1.2	8.3 9.6 10.5
(8) 水質汚濁の防止	15.4 19.3 18.9	10.4 6.9 7.4	40.7 38.8 38.4
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	6.1 8.2 8.3	6.2 7.8 7.4	56.5 56.4 61.0
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	4.4 6.1 6.4	4.8 6.5 5.6	55.7 57.2 61.4
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	6.7 7.7 7.9	12.4 12.7 11.0	56.6 55.0 60.0
(12) 有害化学物質の利用抑制	2.7 4.4 5.1	1.0 0.7 1.0	21.1 21.5 22.0
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	5.2 9.0 7.6	3.5 4.3 4.4	13.9 16.8 17.9
(14) 環境保全型農業の促進	1.0 1.0 1.6	9.8 11.3 11.8	25.2 27.5 28.2
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.6 1.9 1.0	2.0 3.2 3.0	36.4 34.0 35.5
(16) 事業者による環境情報の住民への開示	2.3 2.5 2.0	1.0 2.4 1.9	38.8 39.0 41.3
(17) ISO14001やエコアクション21等の導入促進	1.0 1.5 1.0	5.6 9.5 10.3	15.1 19.2 20.6
手法別平均実施率	3.6 4.8 4.8	4.9 5.5 5.4	30.8 31.2 32.4

(注)平成15年度 平成18年度 平成19年度。網掛けは今年度の手法別平均実施率以上を示す。

(2) 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働

- 工場や事業所などとの連携・協働（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）については、都道府県や政令指定都市では「実施中」でポイントが減少している（それぞれ-3.2ポイント、-6.3ポイント）。逆に市区町村では1.9ポイント増加している。

図表 1-15 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況



(既に実施中の比較)	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
都道府県	89.4	92.3	89.1	-3.2
政令指定都市	92.3	100.0	93.8	-6.3
市区町村	18.6	25.7	27.6	1.9

- 工場や事業所などとの連携・協働に至った経緯(*)については、『行政からの呼びかけ』が最も多く、次いで『事業者からの呼びかけ』、『他の主体からの呼びかけ』となっている。

(注) *印は今年度より追加された設問項目を示す。

図表 1-16 事業者との連携・協働に至った経緯（全体+基本属性別）

連携・協働の経緯	全体 n = 439	都道府県 n = 41	政令指定都市 n = 15	市区町村 n = 383
行政からの呼びかけ	90.9	97.6	86.7	90.3
事業者からの呼びかけ	33.9	43.9	33.3	32.9
他の主体からの呼びかけ	23.0	29.3	46.7	21.4
わからない	3.4	0.0	0.0	3.9
その他	1.8	0.0	0.0	2.1

- また、工場や事業所などとの連携・協働に期待すること(*)については、『事業者とのパートナーシップの構築』の比率が最も高く、次いで『事業者の自発的取組の推進』、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』となっている。

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

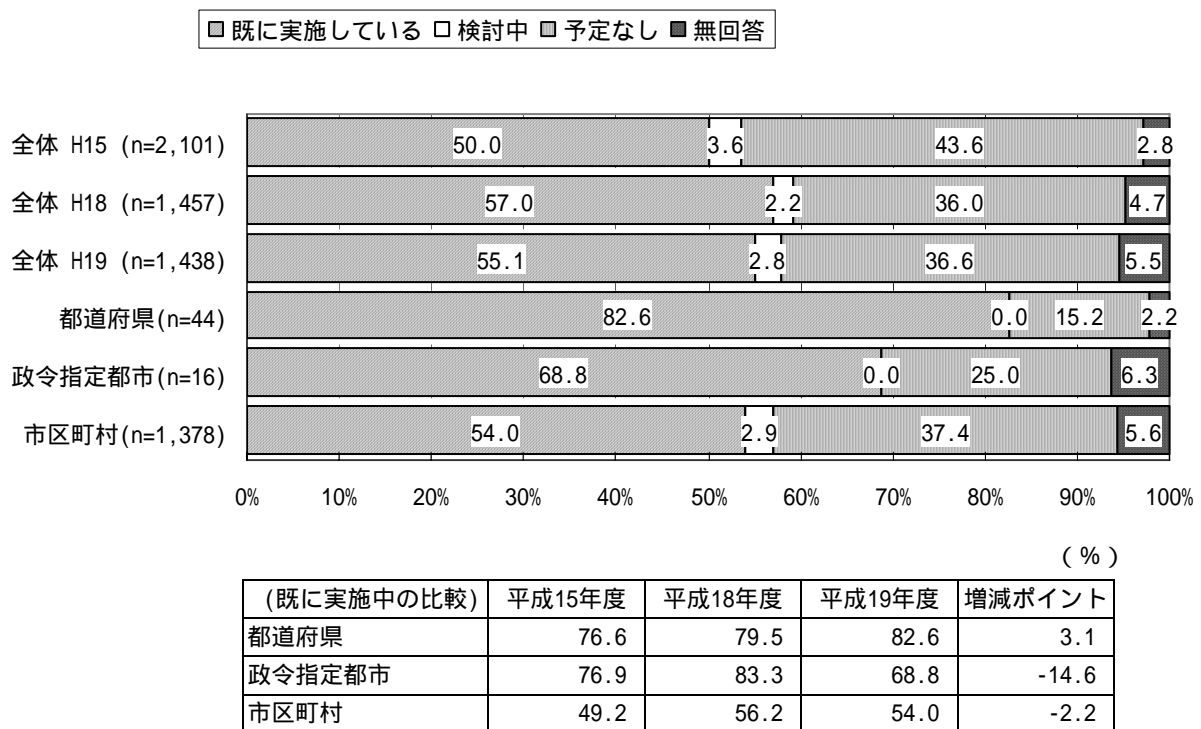
図表 1-17 事業者との連携・協働にあたり期待すること（基本属性別：複数回答）

期待する項目	(%)			
	全体 n = 439	都道府県 n = 41	政令指定都市 n = 15	市区町村 n = 383
民間活力の導入等による行政効率の向上	39.0	34.1	53.3	38.6
事務経費削減	22.9	29.3	60.0	20.6
事業者の自発的取組の推進	80.0	97.6	100.0	76.8
事業者とのパートナーシップの構築	82.8	97.6	100.0	79.9
環境保全活動に係る指導者の育成	20.6	34.1	46.7	18.0
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	69.5	68.3	86.7	68.4
その他	1.1	7.3	6.7	0.3

(3) 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に締結しているのは、全体では1.9ポイント減少して55.1%となった。
- 都道府県や政令指定都市ではそれぞれ82.6%、68.8%であるのに対し、市区町村は54.0%にとどまっている。

図表 1-18 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況



(4) 「環境保全に関する協定」を導入した理由や効果

- 「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、平成 15 年度、平成 18 年度と概ね変わらず、『地域や事業に応じた適切な対策』(72.3%)、『予測される公害を事前にチェック』(47.5%)、『事業者と情報交換が可能』(40.3%)である。

図表 1-19 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況

(%)

導入理由	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H15 n=1,051	H15 n=36	H15 n=10	H15 n=1,005
	H18 n=831	H18 n=31	H18 n=10	H18 n=790
	H19 n=800	H19 n=38	H19 n=11	H19 n=751
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる	66.6	88.9	80.0	65.7
	66.7	77.4	70.0	66.2
	<u>72.3</u>	<u>84.2</u>	<u>81.8</u>	<u>71.5</u>
条例や要綱で規制することが法令上困難である	9.4	2.8	20.0	9.5
	11.1	6.5	30.0	11.0
	<u>12.4</u>	<u>13.2</u>	18.2	<u>12.3</u>
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.5	0.0	10.0	0.4
	0.4	0.0	0.0	0.4
	0.1	0.0	0.0	0.1
協定締結までに時間がかからない	10.5	13.9	20.0	10.2
	10.5	16.1	10.0	10.3
	0.6	13.2	0.0	0.0
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	29.8	19.4	30.0	30.1
	31.0	19.4	20.0	31.6
	28.1	18.4	9.1	28.9
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	40.6	36.1	10.0	41.1
	39.4	45.2	30.0	39.2
	<u>40.3</u>	<u>34.2</u>	<u>36.4</u>	<u>40.6</u>
予測される公害を事前にチェックすることができる	50.3	38.9	30.0	50.9
	51.4	48.4	50.0	51.5
	47.5	44.7	45.5	47.7

(注)1. 数値の上段は平成 15 年度、中段は平成 18 年度を示す。

2. 網掛けは基本属性の今年度のそれぞれ上位 3 項目を示し、下線は平成 18 年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性については、平成 15 年度、平成 18 年度から、『効果的な手法である』との評価が増加傾向にあり（37.3%）『内容によっては効果的となる』も多く（49.0%）協定導入による効果が現れ始めたことが推察される。

図表 1-20 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

(%)

有効性	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H15 n=1,051	H15 n=36	H15 n=10	H15 n=1,005
	H18 n= 831	H18 n=31	H18 n=10	H18 n=790
	H19 n= 800	H19 n=38	H19 n=11	H19 n=751
効果的な手法である	35.8	77.8	20.0	34.4
	35.4	51.6	20.0	34.9
	<u>37.3</u>	<u>50.0</u>	<u>63.6</u>	<u>36.2</u>
内容によっては効果的となる	46.7	16.7	70.0	47.6
	49.6	45.2	70.0	49.5
	<u>49.0</u>	<u>42.1</u>	<u>36.4</u>	<u>49.5</u>
効果は限定的である	10.7	0.0	10.0	11.0
	9.5	3.2	0.0	9.9
	9.6	<u>5.3</u>	0.0	<u>10.0</u>
わからない	5.1	0.0	0.0	5.4
	4.3	0.0	10.0	4.4
	<u>5.9</u>	0.0	0.0	<u>6.3</u>

(注) 1. 数値の上段は平成 15 年度、中段は平成 18 年度、下段は平成 19 年度を示す。

2. 網掛けは基本属性の今年度のそれぞれ首位項目を示し、下線は平成 18 年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件については、平成 15 年度、平成 18 年度とほぼ変わらず、『地方公共団体や住民の立入調査』(75.5%)や『具体的な数値目標の設定』が多く(68.1%)、次いで『環境データの開示義務』(43.9%)や『操業停止等違反時の制裁措置』(39.9%)などが指摘されている。

図表 1-21 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件

(%)

必要要件	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H15 n=867	H15 n=34	H15 n=10	H15 n=1,005
	H18 n=716	H18 n=31	H18 n=9	H18 n=676
	H19 n=690	H19 n=35	H19 n=11	H19 n=644
住民が当事者や立会人として参加していること	36.6	23.5	0.0	37.5
	35.6	19.4	22.2	36.5
	34.5	<u>28.6</u>	9.1	35.2
協定の内容が公開されること	28.3	50.0	44.4	27.2
	28.1	35.5	44.4	27.5
	33.2	<u>57.1</u>	<u>45.5</u>	<u>31.7</u>
数値目標等具体的な目標が定められていること	64.4	97.1	77.8	62.9
	68.3	80.6	77.8	67.6
	68.1	<u>91.4</u>	<u>72.7</u>	<u>66.8</u>
計画書の提出義務が定められていること	31.9	44.1	22.2	31.6
	33.4	38.7	33.3	33.1
	32.8	<u>48.6</u>	<u>45.5</u>	31.7
環境データの開示義務が定められていること	37.3	55.9	22.2	36.7
	43.2	45.2	22.2	43.3
	<u>43.9</u>	<u>62.9</u>	<u>36.4</u>	<u>43.0</u>
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	37.9	52.9	33.3	37.4
	41.2	38.7	22.2	41.6
	39.9	<u>68.6</u>	9.1	38.8
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	71.5	76.5	44.4	71.6
	72.9	96.8	44.4	72.2
	<u>75.5</u>	<u>94.3</u>	<u>36.4</u>	<u>75.2</u>
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	33.7	52.9	55.6	32.6
	34.9	38.7	44.4	34.6
	37.0	<u>54.3</u>	<u>45.5</u>	<u>35.9</u>

(注) 1. 数値の上段は平成 15 年度、中段は平成 18 年度、下段は平成 19 年度を示す。

2. 網掛けは基本属性の今年度のそれぞれ上位 3 項目を示し、下線は平成 18 年度からの上昇を示す。

4. 住民・NPOなどに対する取組について

(1) 住民の環境保全への取組促進のための実施施策

- 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の24項目について、取組の進んでいる施策領域は、全体的にみると廃棄物対策やグリーン購入などの環境負荷の削減が中心であるが、自然環境保全や直接的な汚染防止も少なくない。
- 手法別にみると平成15年度、平成18年度と変わらず、最も多く採用されているのは「普及・啓発」(平均実施率46.2 49.7 49.5%)である。これに対して「支援・誘導」(同11.0 11.5 12.2%)と「規制的手法」(同4.6 5.2 6.2%)の平均実施率は必ずしも高くない。
- 「規制的手法」では、『ごみのポイ捨てを禁止』(実施率39.9%)や『野外焼却の禁止』(同20.7%)、『合併処理浄化槽の設置』(同16.3%)が主であり、「支援・誘導」でも『コンポストの購入』(同62.4%)、『合併処理浄化槽の設置』(同58.5%)の割合が高い。
- 「普及・啓発」については、『リユース活動』(実施率79.3%)を筆頭に、『リデュース活動』(実施率78.2%)、『簡易包装・買い物袋の持参』(同71.8%)、『野外焼却の禁止』(同71.6%)、『リサイクル活動』(同69.5%)、『節水の促進』(同66.3%)、『ごみのポイ捨てを禁止』(同62.9%)などに積極的に取り組んでいる。
- 今年度より追加された設問項目である『環境教育・環境学習の実施』については、「支援・誘導」が15.9%、「普及・啓発」は54.7%と比較的高い比率で取組がみられる。

図表 1-22 住民の環境保全への取組促進のための実施施策(全体)

(%)

取組項目	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
(1) ごみのポイ捨てを禁止	34.9	42.0	39.9	3.4	3.0	3.0	64.7	60.3	62.9
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	2.4	3.4	2.9	1.3	1.0	0.8	36.6	38.4	37.0
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.2	0.3	0.4	3.0	3.1	2.8	33.7	36.9	33.5
(4) リデュース活動	3.7	4.0	4.7	6.9	8.3	9.4	68.9	77.6	78.2
(5) リユース活動	2.8	3.4	3.9	6.3	7.1	9.3	70.0	77.5	79.3
(6) リサイクル活動	5.7	5.6	6.5	29.4	28.9	28.7	66.9	70.4	69.5
(7) リサイクル商品の購入	0.5	0.8	0.7	2.9	2.8	3.0	51.4	52.8	55.0
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.3	0.1	0.9	0.7	0.8	57.4	57.2	59.8
(9) 省エネ型家電の購入	0.1	0.5	0.3	0.6	0.8	1.0	41.2	50.9	53.3
(10) 環境配慮型商品の購入	0.4	0.5	0.5	1.2	1.2	1.3	44.9	50.1	49.9
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.3	0.5	0.8	8.1	5.1	8.2	66.9	73.9	71.8
(12) 節水の促進	0.3	0.5	5.4	1.5	1.6	3.2	63.1	66.6	66.3
(13) 洗剤使用の適正化	0.7	0.8	5.4	1.0	0.6	2.6	43.6	45.6	40.0
(14) コンポストの購入	10.6	8.2	10.5	68.7	66.6	62.4	19.9	22.8	21.0
(15) 野外焼却の禁止	16.9	23.3	20.7	3.7	2.5	3.2	78.5	74.9	71.6
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	15.5	11.9	16.3	65.5	66.8	58.5	21.4	18.9	21.0
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	5.0	5.6	5.4	23.2	27.0	24.2	45.1	49.2	46.4
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	1.1	1.6	4.8	12.4	18.5	18.6	23.7	25.9	25.3
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.1	0.1	1.6	0.8	0.8	5.3	14.1	19.6	20.9
(20) 公共交通機関の利用	0.2	0.6	1.4	5.3	6.7	11.9	36.9	45.3	44.4
(21) アイドリングの禁止	2.7	4.0	6.5	0.6	0.8	4.5	57.4	63.7	61.2
(22) 低公害車の導入	0.7	0.6	4.8	4.0	5.4	5.9	34.9	37.8	36.6
(23) 環境NPOへの活動参加	0.2	0.3	2.6	3.0	5.3	9.2	20.5	27.1	27.8
(24) 環境教育・環境学習の実施(*)		2.6			15.9			54.7	
手法別平均実施率	4.6	5.2	6.2	11.0	11.5	12.2	46.2	49.7	49.5

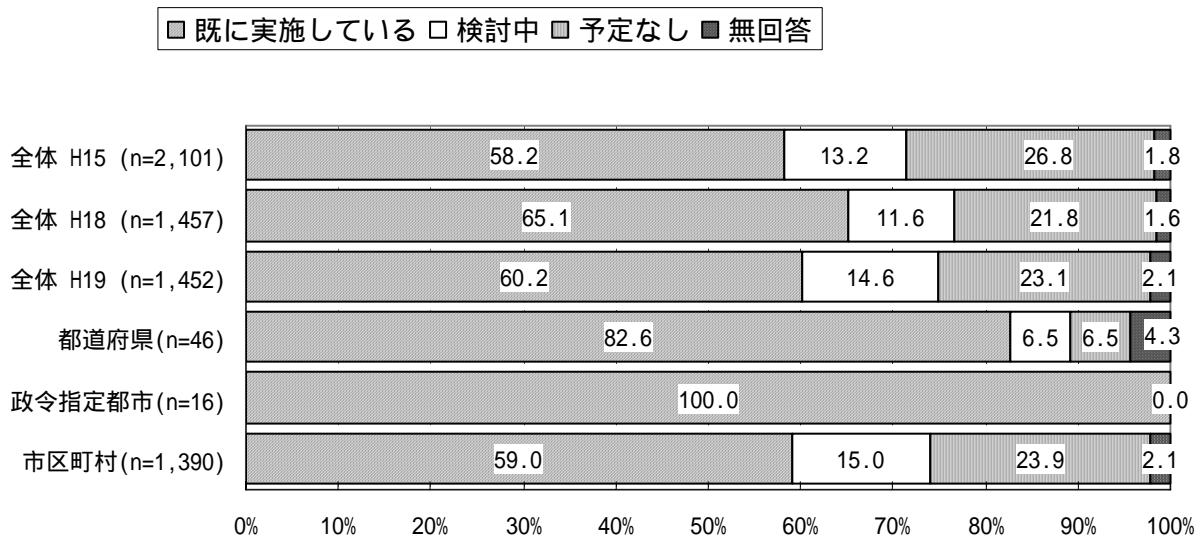
(注) 1. 平成15年度 平成18年度 平成19年度。網掛けは今年度、手法別平均実施率以上を示す。

2. *印は今年度より追加された設問項目を示す。

(2) 住民や民間団体と環境保全活動の連携・協働

- 住民との連携・協働については、平成18年度65.1%で今年度は60.2%とほぼ同程度の取組状況となっている。都道府県では「実施中」は82.6%であり、政令指定都市ではすべての市が取り組んでいるが、市区町村においては、「実施中」は59.0%にとどまる。

図表 1-23 住民との連携・協働の実施状況（全体+基本属性別）



(%)

(既に実施中の比較)	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
都道府県	78.7	87.2	82.6	-4.6
政令指定都市	100.0	100.0	100.0	0.0
市区町村	57.5	64.2	59.0	-5.2

- 住民との連携・協働に至った経緯(*)については、『行政からの呼びかけ』が最も多く、次いで『住民からの呼びかけ』、『他の主体からの呼びかけ』となっている。

図表 1-24 住民との連携・協働に至った経緯（全体+基本属性別）

(%)

連携・協働の経緯	全体 n=874	都道府県 n=38	政令都市 n=16	市区町村 n=820
行政からの呼びかけ	82.4	92.1	87.5	81.8
住民からの呼びかけ	26.8	21.1	31.3	27.0
他の主体からの呼びかけ	16.9	34.2	31.3	15.9
わからない	5.6	0.0	0.0	6.0
その他	1.6	7.9	0.0	1.3

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

- また住民と連携・協働に期待すること(*)については、『住民の自発的取組の推進』が最も多く、次いで『住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』『住民とのパートナーシップの構築』となっている。

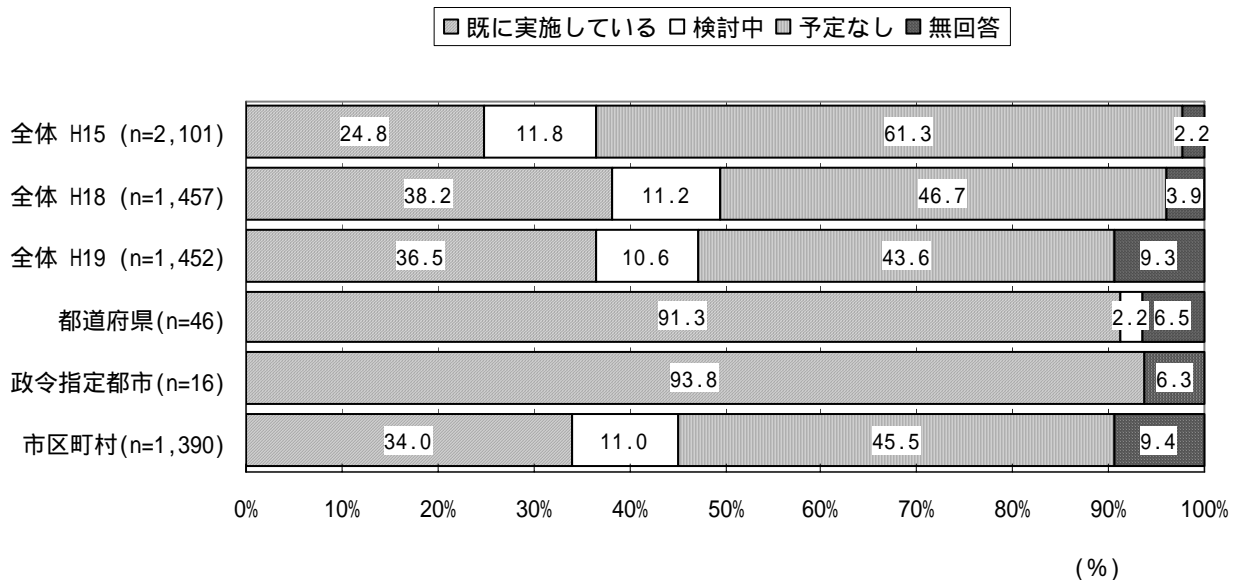
図表 I-25 住民との連携・協働にあたり期待すること(全体+基本属性別)

期待する項目	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	n = 874	n = 38	n = 16	n = 820
民間活力の導入等による行政効率の向上	25.6	15.8	37.5	25.9
事務経費の削減	19.0	7.9	31.3	19.1
住民の自発的取組の推進	87.5	89.5	93.8	87.2
住民とのパートナーシップの構築	67.3	92.1	87.5	65.6
環境保全活動に係る指導者の育成	37.2	55.3	56.3	35.7
住民の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	71.4	81.6	75.0	70.7
その他	4.3	13.2	0.0	4.0

(%)

- 環境NPO等との連携・協働については、全体で平成15年度が24.8%、平成18年度が38.2%で、平成19年度は平成18年度からは横ばいの36.5%となった。都道府県と政令指定都市では「実施中」がそれぞれ91.3%、93.8%と平成18年度と同様に9割を超え、取組が持続していることが伺える。市区町村においては「実施中」は平成18年度に増えた後、平成19年度は同程度を維持している(22.8 36.1 34.0%)。

図表 I-26 環境NPO等との連携・協働の実施状況(全体+基本属性別)



(既に実施中の比較)	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
都道府県	87.2	97.4	91.3	-6.1
政令指定都市	100.0	91.7	93.8	2.1
市区町村	22.8	36.1	34.0	-2.1

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

- 環境NPO等との連携・協働に至った経緯(*)については、『行政からの呼びかけ』が最も多く、次いで『環境NPO等からの呼びかけ』、『他の主体からの呼びかけ』となっている。

図表 I-27 環境NPO等との連携・協働に至った経緯（全体+基本属性別）

(%)

連携・協働の経緯	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	n = 530	n = 42	n = 15	n = 473
行政からの呼びかけ	79.6	97.6	86.7	72.9
環境NPO等からの呼びかけ	51.9	54.8	46.7	50.7
他の主体からの呼びかけ	15.7	26.2	26.7	14.4
わからない	7.4	4.8	0.0	7.8
その他	2.5	2.4	0.0	2.5

- また、環境NPO等との連携・協働に期待すること(*)については、『環境NPO等とのパートナーシップの構築』が最も多く、次いで『環境NPO等の自発的取組の推進』、『環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』となっている。

図表 I-28 環境NPO等との連携・協働にあたり期待すること（全体+基本属性別）

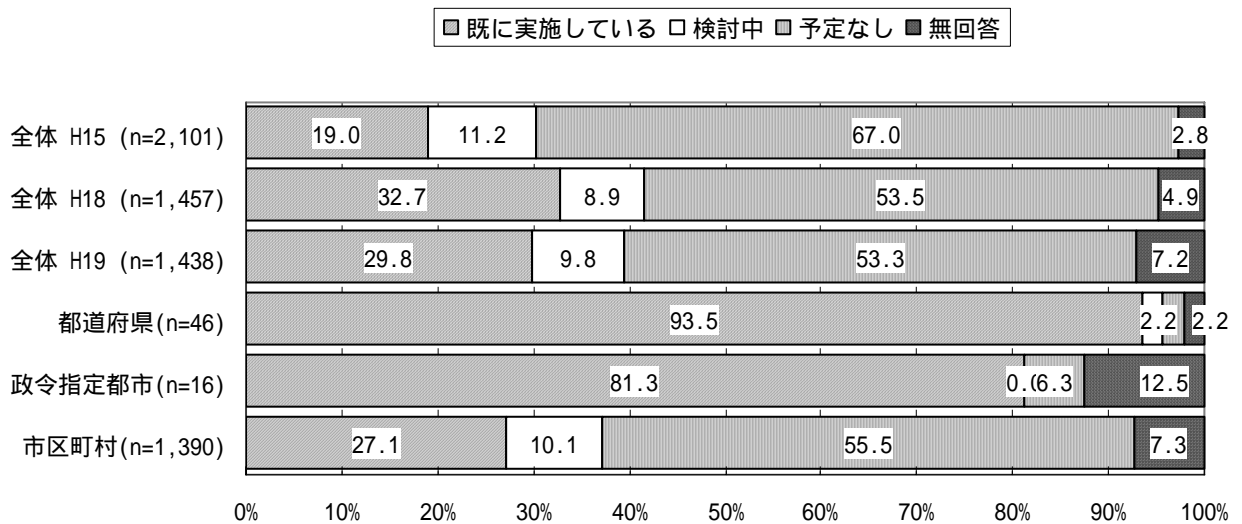
(%)

期待する項目	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	n = 530	n = 42	n = 15	n = 473
民間活力の導入等による行政効率の向上	41.7	35.7	60.0	41.4
事務経費の削減	22.8	21.4	46.7	22.0
環境NPO等の自発的取組の推進	84.0	92.9	100.0	82.5
環境NPO等とのパートナーシップの構築	86.8	100.0	93.3	85.4
環境保全活動に係る指導者の育成	55.5	64.3	80.0	53.9
環境NPO等の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	74.0	88.1	73.3	72.7
その他	4.2	7.1	0.0	4.0

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

- 環境NPO等の支援・育成について、全体で取組が進み平成15年度は19.0%、平成18年度は32.7%で、平成19年度は平成18年度からはやや低くなり29.8%となった。都道府県と政令指定都市では「実施中」が平成18年度と同程度のそれぞれ93.5%、81.3%となっている。市区町村では「実施中」は平成18年度に増えた後、平成19年度は同程度の割合を持続している(17.1 30.6 27.1%)。

図表 I-29 環境NPO等の支援・育成の実施状況(全体+基本属性別)

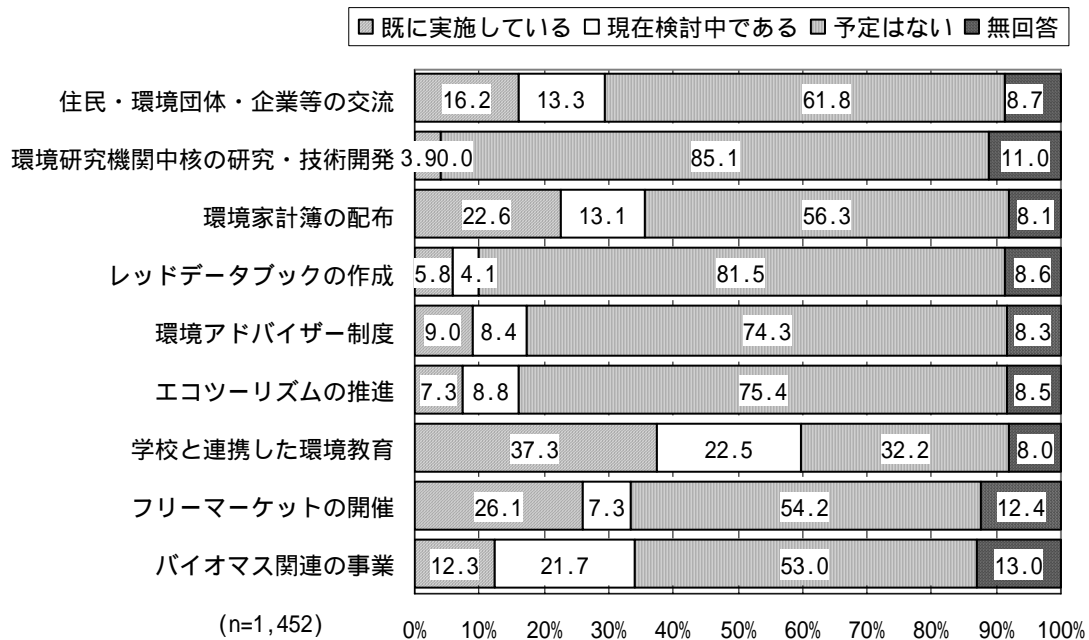


(%)

(既に実施中の比較)	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
都道府県	83.0	94.9	93.5	-1.4
政令指定都市	84.6	83.3	81.3	-2.1
市区町村	17.1	30.6	27.1	-3.5

- 各主体の自主的な取組を促進するための施策は、全体的にその取り組みは多くはなく、また平成18年度からはほとんど進展がみられない。

図表 1-30 各主体の自主的な取組を推進するための施策（全体）

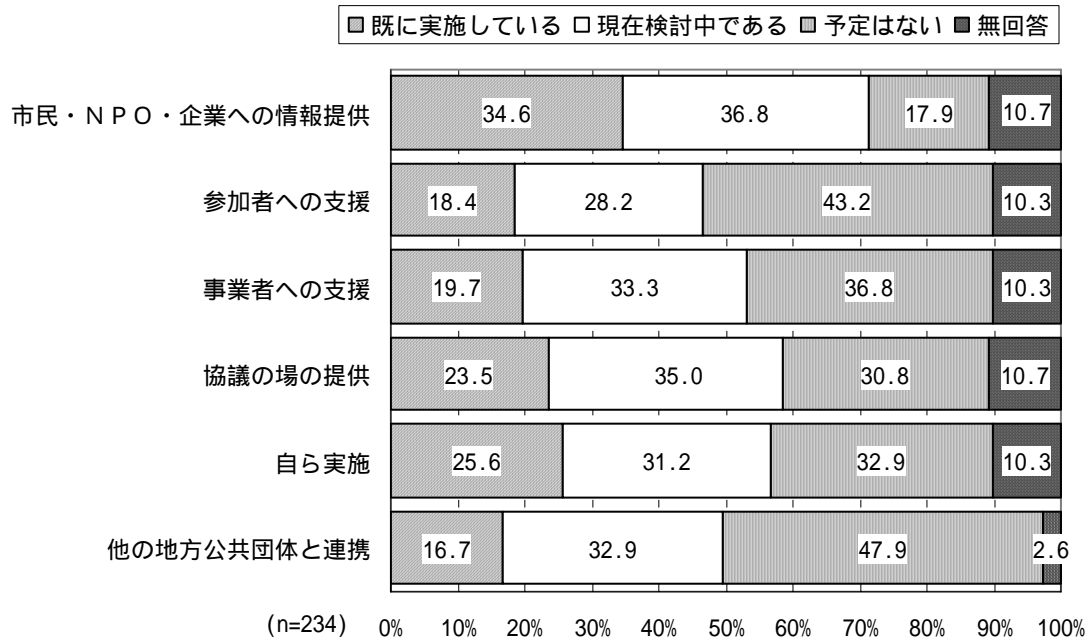


(%)

(既の実施中の比較)	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
住民・環境団体・企業等の交流	12.4	16.1	16.2	0.1
環境研究機関中核の研究・技術開発	2.3	3.9	3.9	0.0
環境家計簿の配布	17.3	23.4	22.6	-0.8
レッドデータブックの作成	3.3	5.4	5.8	0.4
環境アドバイザー制度	5.8	8.2	9.0	0.8
エコツアーの推進	3.5	9.2	7.3	-1.9
学校と連携した環境教育	34.6	39.1	37.3	-1.8
フリーマーケットの開催	26.0	29.9	26.1	-3.8
バイオマス関連の事業	5.8	11.7	12.3	0.7

- エコツーリズムを実施・検討している 234 団体におけるその推進施策としては、『市民・NPO・企業への情報提供』(34.6%) が最も多く、次いで『自ら実施』(25.6%)、『協議の場の提供』(23.5%) などがあるが、全体的には多くはない。

図表 1-31 エコツーリズムを推進するための施策(全体)

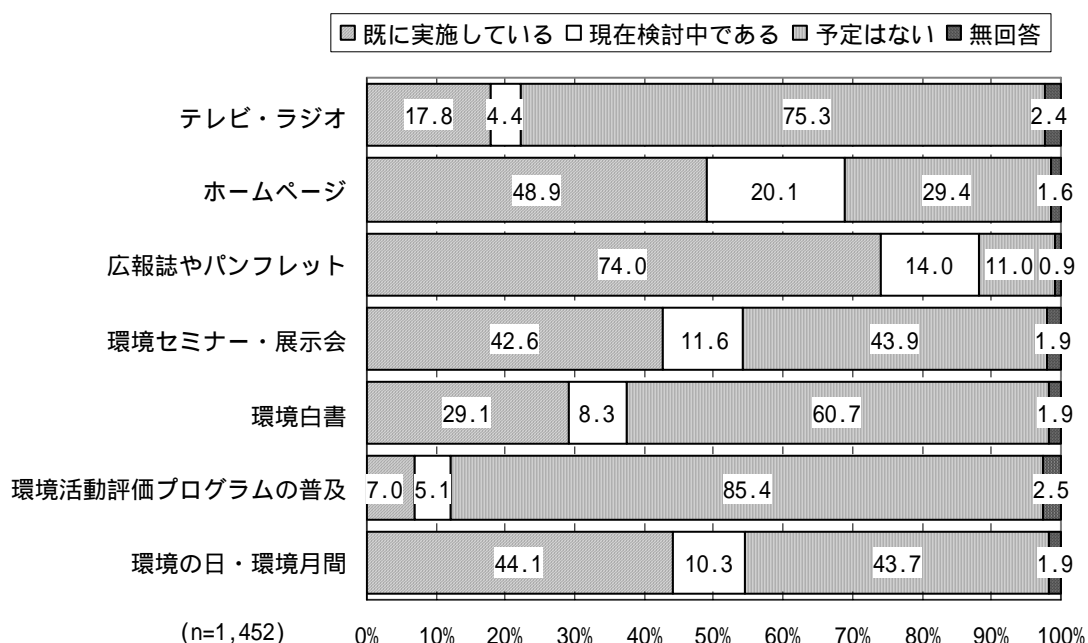


5. 情報提供・情報収集に関する取組について

(1) 環境施策推進のための情報提供の方法

- 環境情報の提供方法・媒体は、全体では紙媒体の『広報誌やパンフレット』（実施中 74.0%）が最も多い。次いで、『ホームページ』（同 48.9%）については、IT化を反映して実施中が前回より 1.3 ポイント増と実施率の上昇の幅が一番大きく、情報提供媒体としては 2 番目に多いものになっている。
- 『環境の日・環境月間』（同 44.1%）、『環境セミナー・展示会』（同 42.6%）は前回から横ばいであるが半数近い提供の方法である。

図表 1-32 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法（全体）



図表 1-33 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法の変化（全体：実施中）

(%)

情報提供の方法	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
テレビ・ラジオ	12.8	16.9	17.8	1.0
ホームページ	32.4	47.6	48.9	1.3
広報誌やパンフレット	72.1	76.0	74.0	-1.9
環境セミナー・展示会	34.4	41.9	42.6	0.7
環境白書	18.9	27.9	29.1	1.2
環境活動評価プログラムの普及	3.0	7.1	7.0	-0.0
環境の日・環境月間	44.7	46.3	44.1	-2.1

(注) 網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 3 項目を示す。

- 都道府県と政令指定都市での環境情報提供の方法は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など多岐にわたっている。市区町村では『広報誌やパンフレット』(73.0%)や『ホームページ』(46.7%)、『環境の日・環境月間』(41.9%)が多い。

図表 1-34 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法(基本属性別)

(%)

情報提供の方法	都道府県		政令都市		市区町村	
	n = 46		n = 16		n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	100.0	0.0	68.8	0.0	14.5	4.6
ホームページ	100.0	0.0	93.8	0.0	46.7	21.0
広報誌やパンフレット	97.8	0.0	93.8	0.0	73.0	14.7
環境セミナー・展示会	100.0	0.0	93.8	0.0	40.1	12.1
環境白書	100.0	0.0	93.8	0.0	26.0	8.7
環境活動評価プログラムの普及	71.7	6.5	68.8	6.3	4.2	5.0
環境の日・環境月間	95.7	0.0	93.8	0.0	41.9	10.7

(注) 網掛けは、「実施中」のそれぞれ上位3項目を示す。

(2) 環境施策推進のための情報提供の内容

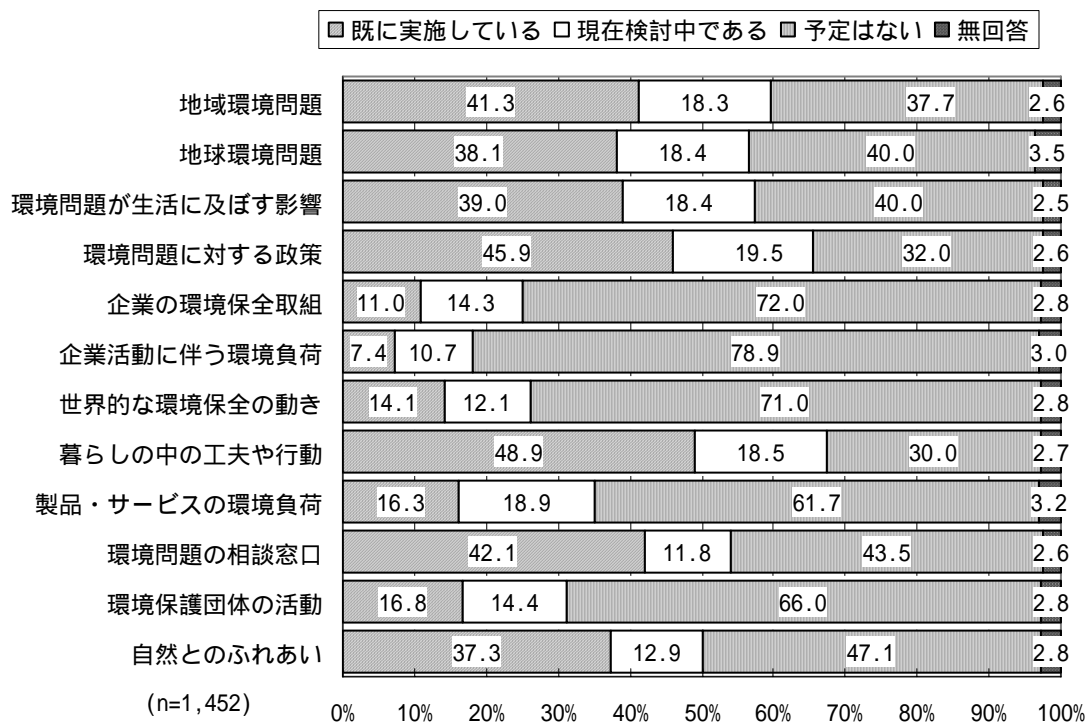
- 提供する環境情報の内容は、『暮らしの中の工夫や行動』（実施中 48.9%）が最も多く、次いで行政施策情報の『環境問題に対する政策』（同 45.9%）や『環境問題の相談窓口』（同 42.1%）などがある。
- 次いで環境問題の現状・課題や環境問題が多く、『地域環境問題』（同 41.3%）『環境問題が生活に及ぼす影響』（同 39.0%）『地球環境問題』（同 38.1%）などがある。企業関連情報は少ない。

図表 1-35 環境施策を実施するに当たっての情報提供内容の変化（全体：実施中）
（%）

情報提供の内容	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
地域環境問題	37.9	43.1	41.3	-1.8
地球環境問題	27.3	36.7	38.1	1.4
環境問題が生活に及ぼす影響	32.0	38.6	39.0	0.4
環境問題に対する政策	41.1	47.5	45.9	-1.6
企業の環境保全取組	4.5	9.3	11.0	1.7
企業活動に伴う環境負荷	6.2	6.7	7.4	0.7
世界的な環境保全の動き	7.3	11.8	14.1	2.3
暮らしの中の工夫や行動	39.3	49.6	48.9	-0.7
製品・サービスの環境負荷	10.9	15.5	16.3	0.7
環境問題の相談窓口	38.0	47.7	42.1	-5.6
環境保護団体の活動	10.1	16.5	16.8	0.3
自然とのふれあい	30.4	41.7	37.3	-4.4

（注）網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位5項目を示す。

図表 1-36 環境施策を実施するに当たっての情報提供内容（全体）



(3) 環境施策推進のための住民等からの意見の取入

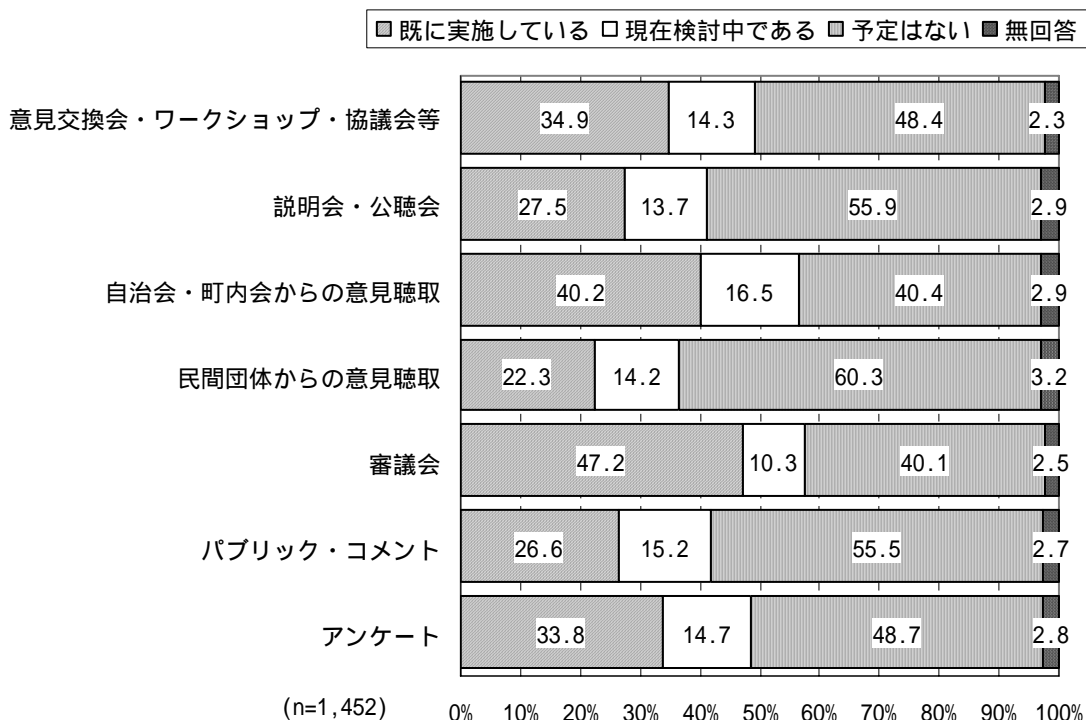
- 環境施策の推進のために住民などの意見の取入方法としては、積極的に種々の方法が用いられている。
- 多く採用されている方法は、『審議会』（実施中 47.2%）と『自治会・町内会からの意見聴取』（同 40.2%）であり、続いて『意見交換・ワークショップ・協議会等』（同 34.9%）、『アンケート』（同 33.8%）である。『パブリック・コメント』（26.6%）は少ないながらも、平成18年度から 3.5 ポイント増加している。

図表 1-37 環境保全施策における住民等からの意見の取り入れ方法の変化（全体：実施中）

意見の取り入れ方法	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
意見交換会・ワークショップ・協議会等(*)	-	35.8	34.9	-0.8
説明会・公聴会	27.1	27.6	27.5	-0.0
自治会・町内会からの意見聴取	45.0	43.4	40.2	-3.2
民間団体からの意見聴取	15.7	24.0	22.3	-1.6
審議会	41.6	47.3	47.2	-0.1
パブリック・コメント	13.2	23.1	26.6	3.5
アンケート(*)	-	33.2	33.8	0.6

(注) 1. 網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位3項目を示す。
2. *印は平成18年度からの追加項目である。

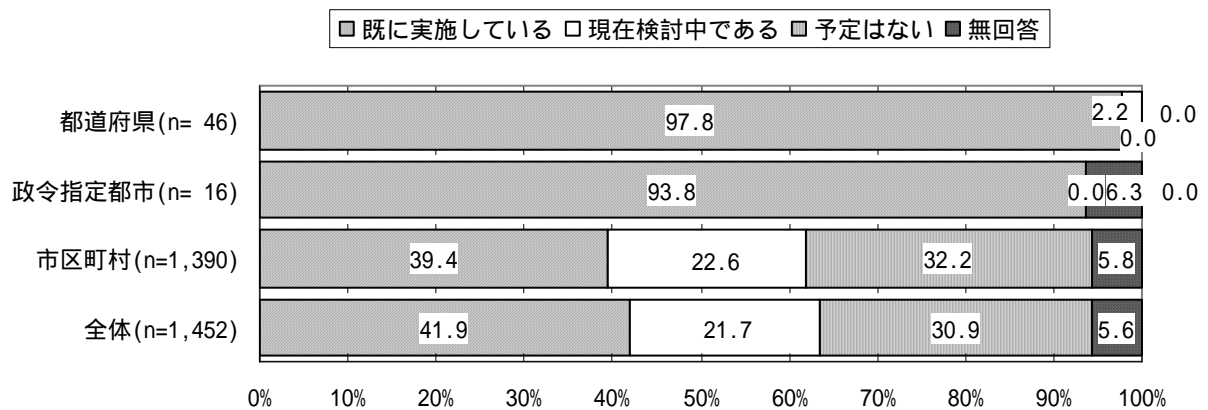
図表 1-38 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法（全体）



(4) 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入

- 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取り入れは全体で見ると41.9%の実施であるが、都道府県、政令指定都市では9割を超える（実施中97.8%、93.8%）。市区町村は「実施中」39.4%にとどまっている。

図表 1-39 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取り入れ方法（全体 + 基本属性別）



6. 国際的な取組について

(1) 知見をいかした環境保全に関する国際的な協力

- 環境保全に関する知見を活かした国際協力の取組について、全体では実施している地方公共団体はわずかであるが、『開発途上国への人材派遣や技術指導・協力』については昨年度より1.9ポイント上昇しており、開発途上国からの受け入れだけでなく、より積極的に国際協力を図っていこうとする団体がわずかながら増えていると考えられる。
- なお、今年度の結果をみても国際協力の取組のほとんどは都道府県や政令指定都市による実施であるが、『開発途上国からの研修員の受け入れ』は約70%の団体で実施されている（それぞれ実施中71.7%、68.8%）。

図表 1-40 環境保全に関する国際的な協力の取組の変化（全体：実施中）

(%)

情報提供の内容	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.1	1.3	3.2	1.9
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	3.2	4.9	5.0	0.1
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	1.8	2.3	2.0	-0.3
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	3.0	3.4	3.4	0.0

(基本属性別平成19年度)

取組項目	都道府県 n = 46		政令指定都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	58.7	4.3	56.3	12.5	0.7	0.8
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	71.7	6.5	68.8	12.5	2.1	0.5
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	23.9	2.2	56.3	6.3	0.6	0.7
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	39.1	4.3	68.8	6.3	1.5	0.9

(注)網掛けは40%以上を示す。

7. 事業者・消費者としての取組について

(1) 事業者・消費者として環境保全に資する率先実行行動

- 地方公共団体が事業者・消費者として自ら率先実行している環境保全行動は、大きく2つに分類できる。1つは実施率が70%以上で、19の取組項目の中で上位を占める“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”であり、『昼休みの消灯』（実施率93.0%）から『階段利用』（同78.4%）までの8項目である（図表-42）。平成15年度から18年度にかけては実施率が項目により3.5～31.4ポイントと大きく上昇したのに対し、平成18年度と今年度との比較では、『節水』の2.5ポイント上昇を除いて横ばいからやや低下している状況である。これら職員が個人レベルで取り組むことのできる環境配慮行動については、いずれの項目についても実施率がすでに80%近くかそれ以上に達しており、多くの団体で既に習慣化されていることを示す。
- 他方、下位11項目は実施率60%未満の項目が多いが、“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”である。取組項目によって、『ノー残業デー』の66.1%から『庁舎のESCO事業導入』の6.3%まで、実施率には幅がある（図表-42）。これらの“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”項目も、平成15年度から18年度にかけては実施率が項目により2.6～14.3ポイント増加したが、平成18年度と今年度との比較では、『率先実行計画の制定』の3.8ポイント上昇を除いて、横ばいからやや上昇している状況で、取組があまり進展していない。

図表 1-41 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動の変化（全体）

（職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動：実施率）

（％）

率先実行の取組項目	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
(1)両面コピー	83.0	89.5	90.2	0.7
(2)節水	73.4	76.9	79.3	2.5
(3)適正冷暖房	85.7	93.1	91.5	-1.6
(4)昼休みの消灯	90.8	94.7	93.0	-1.7
(5)夏季の軽装	61.8	93.2	93.0	-0.2
(6)OA機器の電源	74.3	82.8	83.7	1.0
(7)階段利用	66.0	77.4	78.4	1.0
(8)ごみの分別回収	89.6	93.1	91.7	-1.4

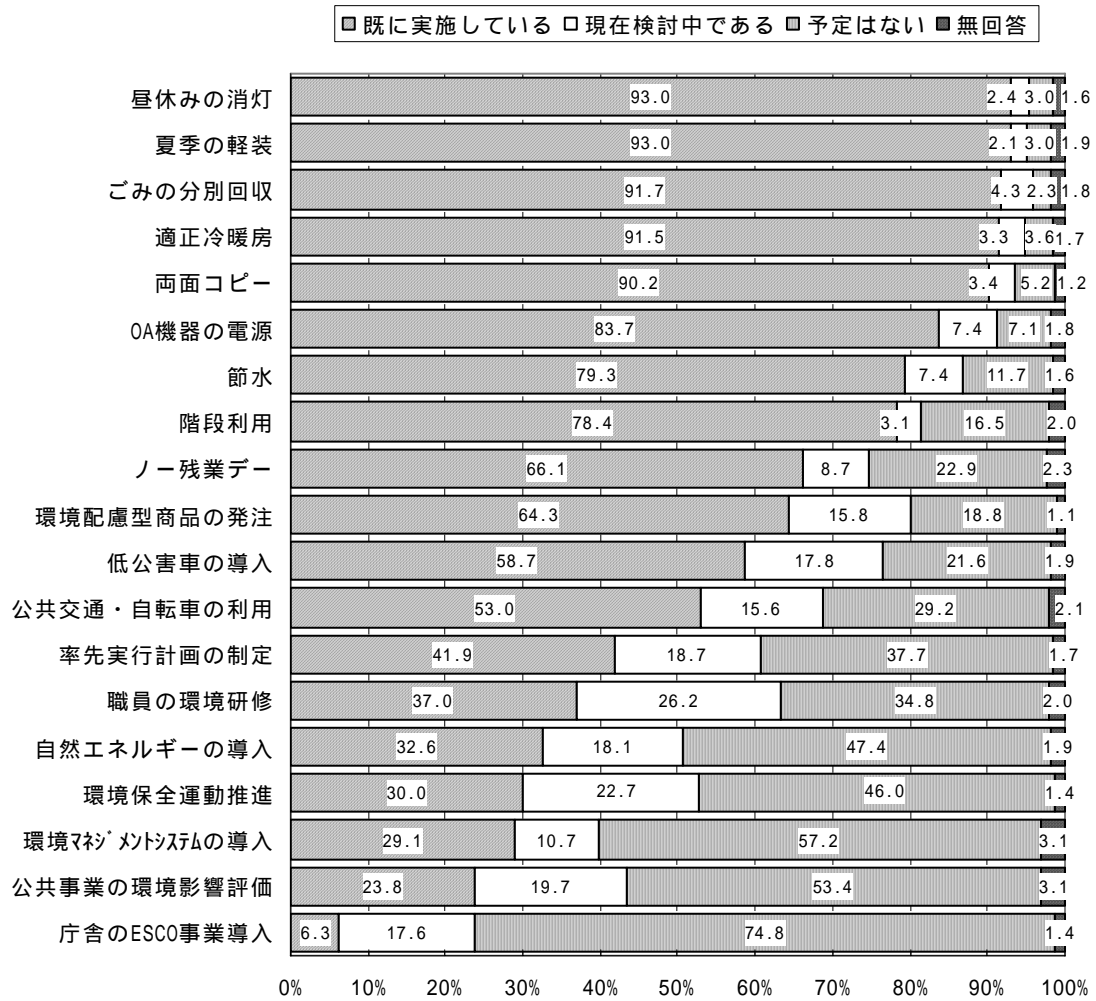
（組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動：実施率）

（％）

率先実行の取組項目	平成15年度	平成18年度	平成19年度	増減ポイント
(1)率先実行計画の制定	28.8	38.2	41.9	3.8
(2)環境配慮型商品の発注	57.8	63.0	64.3	1.3
(3)環境保全運動推進	25.0	28.8	30.0	1.2
(4)庁舎のESCO事業導入	2.1	4.7	6.3	1.6
(5)自然エネルギーの導入	22.2	31.6	32.6	1.0
(6)ノー残業デー	52.1	64.9	66.1	1.2
(7)低公害車の導入	46.0	60.3	58.7	-1.6
(8)公共交通・自転車の利用	38.8	51.0	53.0	2.0
(9)公共事業の環境影響評価	16.8	22.6	23.8	1.2
(10)職員の環境研修	32.4	35.3	37.0	1.7
(11)環境マシンの導入	21.3	30.0	29.1	-0.9

（注）網掛けは、「実施率」が70%を超える項目を示す。

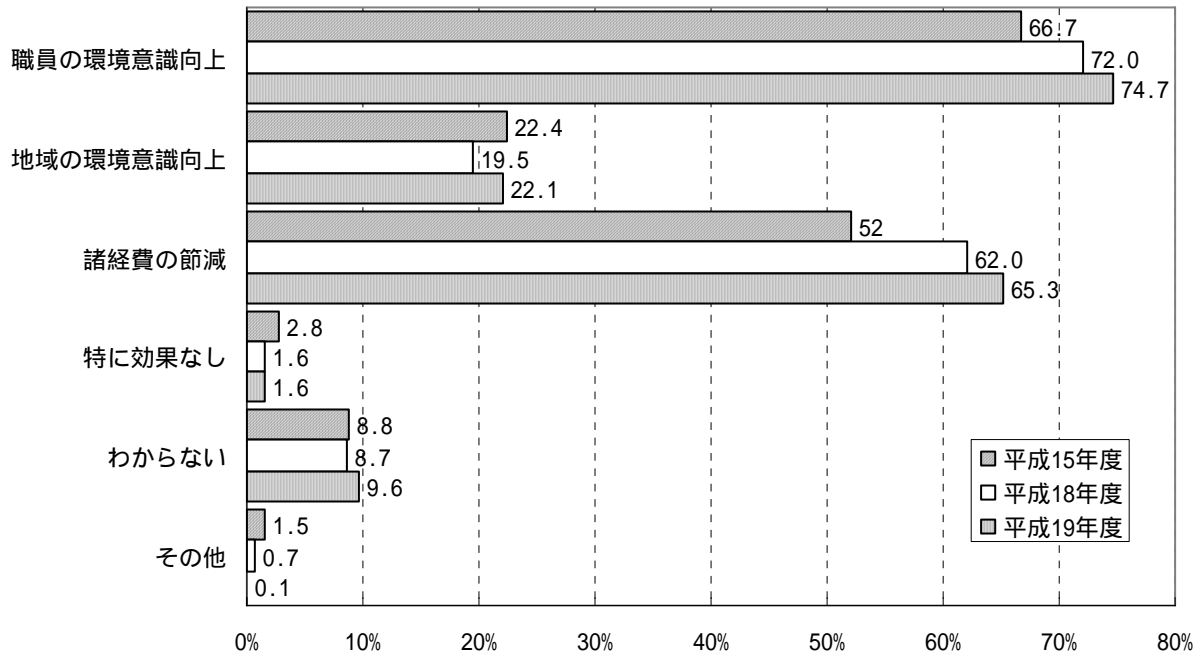
図表 I-42 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動（全体）



(2) 環境保全行動の率先実行行動による効果

- 環境保全行動の率先実行による効果は『職員の環境意識向上』で最も高い比率（74.7%）を示しており、“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が実行内容の多くを占めていることと符合する。次いで『諸経費の節減』（65.3%）が挙げられているが、省エネや資源節約がコスト削減につながることを裏付けている。

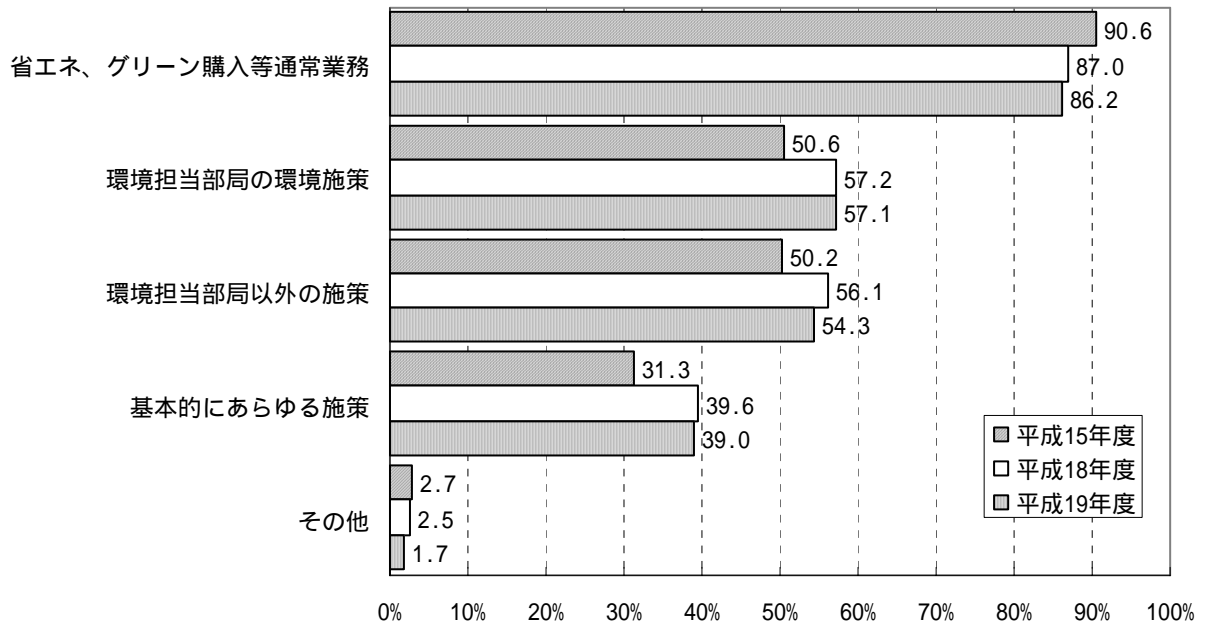
図表 1-43 環境保全行動の率先実行による効果（全体）



(3) 環境マネジメントシステムの対象活動

- 環境マネジメントシステムを本庁舎に導入した団体（平成15年度：520団体、平成18年度：437団体、平成19年度：420団体）におけるその対象活動は、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』が多く実施率は86.2%を占めているが、前回からの伸びはみられない。
- その他の項目『環境担当部局の環境施策』（57.1%）『環境担当部局以外の施策』（54.3%）、『基本的にあらゆる施策』（39.0%）についても、昨年度から横ばいの状態である。

図表 1-44 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象範囲（全体）



（注）環境マネジメントシステムを導入している団体で、「本庁舎」がその対象範囲となっている場合。